

## 食品に関するリスクコミュニケーション

( 農薬に関する意見交換会 )

2007年2月14日(水)

山梨県甲府市：山梨県立文学館

【司会】 本日は、ご来場いただきましてまことにありがとうございます。開会に当たりまして、幾つかのお願い、連絡事項がございます。

まず携帯電話につきましては、ホール内では電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますよう、お願い申し上げます。また、本日の資料の中にアンケート用紙をお配りしてございます。今後のリスクコミュニケーションの運営、開催のための参考とさせていただきますために、お手数とは思いますが、ご協力のほど、よろしく願いいたします。ご記入いただきましたアンケートは、お帰りの際に職員に手渡していただきますか、会場出口の回収箱に投函していただきますようお願いいたします。またファクスでも受け付けておりますので、2月16日までにアンケート用紙に記載してあるあて先へ、ファクスでお送りいただきますようお願いいたします。

それでは、間もなく開会といたします。

【司会】 ただいまから、「食品に関するリスクコミュニケーション(農薬に関する意見交換会)」を開催いたします。本日の意見交換会は、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省、関東農政局の主催で開催するものです。

初めに、主催者を代表して、農林水産省関東農政局次長、林田直樹からごあいさつ申し上げます。

【林田】 農林水産省関東農政局次長の林田です。こんにちは。今日の意見交換会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず最初に、日ごろ、農林水産行政の推進にご支援、ご協力いただいておりますことにつきまして、心から感謝申し上げます。また、本日は、ご多忙の中、消費者、生産者、食品関連事業者の皆様、地方自治体関係者の方々を含めまして、このようにたくさんの方にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。さらに、本日の意見交換会におきましては、情報提供者、パネリストとして多くの皆様方のご協力をいただいておりますことについて、重ねて感謝申し上げます。

さて、食品安全行政につきましては、平成15年に食品安全基本法が制定されたことを受けまして、国民の健康の保護を図るため、可能な限り事故を未然に防いで、健康被害等のリスクを最小限にすることを目的といたしまして、リスク分析、リスク管理、リスクコミュニケーションを中心に推進しているところでございます。

また、これらの行政を進めるに当たりましては、本日、お集まりの消費者、生産者の皆様、食品関連事業者など、関係者の方々が情報を共有することが非常に重要であると考えております。それぞれの立場から意見を出し合っただき、お互いの立場を踏まえて、ともに考えていく環境を築き上げていくことが重要であり、このことがリスクコミュニケーションの基本であると考えております。

本日の意見交換会は、このリスクコミュニケーションの一環として、農薬一般をテーマに、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省が共同で全国で開催するものでありまして、関東管内におきましては、この甲府市で開催することになったものです。

農林水産省では、本日のテーマであります農薬に関しまして、リスク管理の一環として農薬の登録、適正な農薬使用の確保を進めておりまして、さらに昨年、新たに導入されましたポジティブリスト制度に対応した取り組みも進めているところでございます。

また、本日、参加されております農業環境技術研究所や残留農薬研究所などの関係機関では、農薬に関する毒性試験などの安全性試験、環境への影響調査などを行っております。

本日は、このような農薬に対する施策や取り組みについて情報提供を行った上で、生産者、消費者、流通業者のそれぞれの関係者の方々と交えてパネルディスカッションを実施いたします。また、会場の皆様とも意見交換をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、本日の意見交換会を通じまして、本日ご参集の皆様の農薬に関する理解が深まり、健康で豊かな食生活の一助としていただきますようお願い申し上げまして、簡単ですが、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【司会】 初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中をご確認いただきたいと思います。

一番上に、議事次第が入っております。次に、座席表が入っております。資料といたしまして、資料1、「農薬及びポジティブリスト制度への対応等について」、資料2としまして、「ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応について」、資料3としまして、「農薬の環境影響について」、資料4としまして、「農薬のリスクと安全性評価について」、以下、参考配付としまして、次のパンフレットを入れてございます。「食品安全エク

スプレス」、「食事バランスガイド」「食品に残留する農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）について」、「食品の安全確保に関する取組」、「食品安全委員会 科学の目で守る食品の安全」、「科学の目で食品の安全を守ろう!」、「食品安全vol.11」、「食の安全ダイアル」、「食品安全委員会メールマガジンのお知らせ」、「平成19年度食品安全モニターの募集について」、「食育推進シンポジウムのお知らせ」、最後にアンケート用紙を用意してございます。不足の資料がございましたら、挙手していただきますと担当者がお伺いいたします。

続きまして、本日の進行についてご説明させていただきます。議事次第をごらんいただきたいと思います。本日は、農薬に関する意見交換会ですが、まず意見交換に先立ちまして、農薬に関する情報提供として4名の方から1時間程度の説明をいたします。その後、約10分間の休憩をとらせていただきまして、15時を目途に生産から消費までの各段階の関係者を交えたパネルディスカッション、そして会場にご参加いただいております皆様方との意見交換を行いたいと思います。なお、終了は16時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、農薬に関する情報提供に移りたいと思います。まず最初に、「農薬及びポジティブリスト制度への対応等について」、農林水産省関東農政局消費・安全部安全管理課課長補佐、鈴木貞美から説明いたします。

【鈴木】 ただいま、ご紹介いただきました、関東農政局安全管理課の課長補佐の鈴木といたします。きょうは、よろしくお願いいたします。

私からは、農薬の生産現場を中心とする、どのような農薬の使用になっているのかというところを中心にご説明したいと思います。

まず型どおりといたしますか、そもそも農薬とはどういうものかといったところをおさらいしたいと思います。農薬とはどういうものかというのは、農水省では、農薬取締法という法律に基づいて農薬の定義をしております。

最初に、病害虫の防除に用いる薬剤ということで、そのほか、ブドウとかで種なしブドウをつくったりするための成長調整のための薬剤、それから病害虫防除に利用する天敵というものを含めて農薬取締法の規制の対象にしておりますので、薬剤でないようなもの、天敵、寄生のハチだとかテントウムシ、ウイルスなんかも含めて農薬取締法で言うところの農薬としております。このように、農薬そのものについて、農薬を資材として使うものについて定義をしております。

それでは、農薬の使用場面について見てみます。農薬は、そもそも使わなかった場合、例えば、特に生産上、これはリンゴのシンクイムシということで、ガの小さな幼虫なのですが、農薬を使用しない場合は、こういった状態になります。山梨県におかれては、ブドウですとか桃ですとかスモモについて、日本全国で一番の生産金額だとお聞きしておりますが、輸出を考えた場合、例えば台湾に桃を輸出する場合には、こういった桃だったらモシンクイガがいると輸出できません。それは、検疫という仕組みでもって、そういう、その国にない害虫の侵入を防止する、そういったところも含めて農薬の重要性がわかるかと思えます。

同じく、これはキャベツの例でございます。こちらは農薬を使って防除した場合で、防除しなかったらどうなるかといったところをわかりやすく示したものです。これは当たり前ですが、自然条件下、こういった施設の中ではない露地の状態では、どうしても直接的に害虫の被害、病気の被害を受けてしまうという状況です。

これは、病虫害の防除方法について見たものです。まず、こういった防除方法について、病虫害防除の耕種的な防除とする説明がここの部分ですが、品種の利用を変えることによって病虫害の防除をする。要は、虫によっては嫌いな品種だとか、いろいろございますので、そういう品種を変えることで防除の効果を高める。

それから、生物的な防除ということで、いろいろな虫が嫌いな植物、例えばマリーゴールドを植えることによって線虫の生育を抑制する使い方、雑草をアイガモだとかカブトエビなどに食べさせて防除をするというやり方です。

ここでは、物理的な防除というカテゴリーで、防除ネットや雑草抑制のためのシートを利用する、そういう農薬の資材そのものを使わなくてもいろいろな形で雑草防除、病虫害の防除をしております。

それから最後にありますが、化学的防除として一番なじみの深い合成農薬を使う。これが、コスト的にも性能的にも効きやすいといったところが、今現在のところかと思えます。

農薬を使用した安全性の確保について、これは全体の仕組みを示したものです。まずは、農薬取締法に基づいて登録されたものだけが、製造、輸入、販売、使用できますよということです。それを途中段階でチェックする仕組みです。その登録されたものだけが使えるということで、それ以外のものは流通段階から排除する、取り締まるということをやっております。それと、農薬の正しい使い方として、生産者が正しく使うというところの使い方について、農薬のラベルに表示してございます。

それと、農薬の登録制度による安全性のチェックということで、取締法に基づく基本的な安全性のチェックについて記載したものです。これは、基本的に登録を申請する、登録の前段に必要な毒性の試験を実施することが義務づけられています。それは、健康影響上、問題がないかの毒性試験、体内での農薬の挙動の状況を見るもの、農薬は自然環境下に排出されるものですので環境影響試験、農薬の残留試験というのがございます。

これは、基本的な農薬の安全性の基本となる許容1日摂取量。要は農薬の安全性の全体のところを見るために、これは動物試験で見たものですが、横軸に農薬の量、縦軸に反応出現率を見たものですが、農薬の量が増えれば、当然、問題があるということで変化が起こります。この変化が起こらない部分の量について見て、それがわかるのであれば、この量をもとに安全な量を確認するというものです。その基本となるものが、許容1日摂取量という考え方です。

今申しました1日当たりの許容摂取量に基づいて、農薬の使用基準が決められています。当然、農薬を使った場合、日数がたてば残留量は下がることになります。このデータに基づいて、実際の使用基準、どれだけの倍率、何回までだったらいいのか、いつまで使えるのかを残留基準との対応関係で実際の生産場面での使用基準を設定しております。

これは、大きさの単位を詳しく説明したものです。ppmというのが百万分の一、これだけ小さいものです。1ppbというのは、もっと小さい単位で、こういった基準があるということで補足させていただいております。

農薬登録制度の安全性のチェックの状況は、まずは生産現場で使用基準を守る、基本的な農薬の使い方を守ることができれば、自然と残留基準を超えない。これ全体が、規制する生産現場での作物残留基準です。その基準を超えないもの、農薬でいけば、この残留基準というのは登録のある作物、例えば水稲、麦、大豆、トウモロコシだったら、その使用するものごとに残留基準が設定されますので、それを全部積み上げると、農薬登録がある剤のAという農薬のADI　これは全体のADI、ここまでだったら問題がないと。それで、実際に使う場合の農薬に残る量はどうかというと、これだけの量なので、全体で余裕があります。ですので、安全な使用につながりますということになります。

あと無登録農薬の取り締まり、先ほど言いましたが、農薬取締法で登録に基づいたものだけを使用することになっておりますので、従来は販売者を中心にして取り締まりを行っていましたが、製造段階、実際の使用段階で、実は登録をしていない農薬を海外から輸入して使っていた例がありまして、数年前、それが無登録農薬問題で大問題になりました。

その反省を踏まえて、実際の規制を使用者の段階、それから製造者の段階にも広げております。

農薬の正しい使用法については、実際、使用者がどう使うかということが基本になります。その基本となる使い方について、登録の段階で守るべき基準というのを、ここで設定してございます。これは、法律の改正後、従来は望ましい基準として示しておりましたが、それを、守るべき基準として罰則を伴う基準として制定しております。まず、作物にどれでも勝手に使うのではなくて、類似で似ているからといって使うのではなくて、あくまでも制度に基づいて、ちゃんと安全確認がされた作物、使用時期、使用回数、使用量、希釈倍率、単位当たりの使用量について、こういう基本的なところを守るということで農薬の安全を確保するというふうにしております。

農薬の使用法のチェック、それでは、農薬を使って実際に生産された農薬の監視、モニタリングというのはどういうふうになっているのかをご説明いたします。現在、農薬のチェック体制とすれば、旧の食糧事務所ですとか統計情報事務所が、今現在、地方農政事務所になっておりますが、その職員を活用して全国で4,000件程度の農家の協力を得て、いろいろな作物のモニタリング、実際に使っているところの様子をチェックしております。それはどういうことかということ、農薬の使用状況、これは記帳をお願いして、実際に使った農薬、いつどういうものを使ったのかという記帳をしていただいております。それと、実際の農薬を使用したサンプルを検査いたしまして、残留農薬の残留状況を確認してございます。

農薬の確認については、食品衛生法に基づいて、そのほか輸入するものについては検疫所が、国内に流通しているものは都道府県の食品衛生部局による、農薬が使用されている農産物についての抜き取り調査をやっております。それと生産場面では、農業部局による調査、指導ということで、実際の普及センターの職員ですとか病虫害防除所の職員を通じて、現場段階での生産者に対する講習会ですとか、いろいろな場を通じて農薬の指導を行っております。

農薬のリスク管理、今まで申しました安全な健康影響のない形での農薬の使用というのは、まずは生産の前段で農薬の安全性評価、これは農薬の製造段階の事前の登録において、毒性の評価ですとか環境影響評価ですとかの試験データをまずは確認しています。その確認の後、登録されます。使っているものだけが、承認が得られたものだけが登録されますので、その登録された農薬の販売がほんとうにそうなっているのか、実は登録をしていな

い、こっそり輸入した農薬ですとか、農薬のうたい文句を使ったものが流通していないかという流通段階でのチェックをします。

それと、正しい使用方法として生産現場での使用の実態をみております。これは、先ほど言いました都道府県段階の病虫害防除所、普及指導センター、JAの現場段階の指導者も含めて、農家の方々と実際の使用場面を確認する。そういう積み重ねの上に安全な農作物が生産されていくというような、各段階でもって安全な農産物を生産するという仕組みになっております。

これ以降については、資料編ですので、時間のあるときにご覧いただければと思います。

最後になりますが、特にポジティブリスト制度ということで、新しい農薬の基準が去年の5月から施行されておりますので、この制度については、後ほど厚生労働省の担当からご説明があるかと思っております。ただし、農業段階においては、そのポジティブリスト制度によって散布時のドリフトというものが、要は隣の作物に農薬がかかってしまうといった影響がありましたので、現場段階では、その飛散を低減するためのいろいろな取り組みをやりました。特に山梨では、果樹地帯ですので、果樹と隣接する水稲ですとか野菜ですとか登録がない作物に農薬がかかった場合に問題になりますので、そういったところの取り組みを、去年1年間、徹底して取り組んでおります。

以上、ご説明いたしました。いろいろな立場立場で生産者との直接的なやりとりを含めて農作物の安全の確保に努めておりますので、今後とも、こういう場をかりまして、情報の発信を通じて、また皆さんと意見交換をして、よりよい行政に努めていきたいと思っております。今日は、ありがとうございました。(拍手)

【司会】 引き続きまして、「ポジティブリスト制度施行後の状況および今後の対応について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課兼基準審査課課長補佐の吉田佳督から説明いたします。

【吉田】 ご紹介、どうもありがとうございます。厚生労働省食品安全部企画情報課と基準審査課で課長補佐をしております吉田といたします。よろしく願いいたします。

それでは、スライドを用いて説明します。まず農薬の残留基準の決め方ですが、動物による毒性試験を行っております。こちらのほうで急性毒性、慢性毒性、発がん性、催奇形性といった試験を行いまして、無毒性量と言うんですけれども、影響のない量を決めます。それから、これはあくまで動物実験ですので、動物に実際に具体的には、えさに農薬を加えまして、それを食べてもらう等の方法によって、農薬を動物に摂取させ、急性

毒性、慢性毒性、発がん性等を見ているんですけれども、それは動物で行っている実験であるために、もちろん人が動物よりも弱いとかいったことはわかりませんが、動物実験であるので、人に対しては、さらに10倍安全性を見込むということ。あと、人であっても感受性の高い方とそうでない方がおられますので、安全性をさらに10倍見込むという観点から、通常、安全係数としては、100というのが一つの目安になるんです。つまり、全く影響がない無毒性量にさらに安全係数として100を見込みまして、100倍さらに安全側に立って、具体的に1日摂取許容量、ADIというのを定めております。

平成15年までは、こちらのADIの検討も厚生労働省で行っていましたが、食品安全基本法が新たに制定されまして、現在は、ADIに関しましては、食品安全委員会で検討してもらっております。厚生労働省は、この食品安全委員会で検討して決定されたADIをもとに、食品の摂取量や、適正な農薬の使用に基づく残留試験結果に基づき、それぞれ個々の食品ごとに基準値を定めております。

ADIというものは、基本的には動物実験から、さらに安全域を大きく見て決めていますので、世界的に見ても、このADIが大きく振れるということはありません。しかしながら、日本の場合は米を食べる、米食中心ですし、ヨーロッパの場合にあっては、パンですとかスパゲッティのような小麦を中心に食べておりますので、そういう食習慣が違っておりますので、個々の食品ごとの基準というのは、ものによってはほとんど同じものもあれば、あるいは日本はお米をよく食べるので、その分、食べるものの量に応じて基準というのは考慮されるということで、どういう農作物に、どの程度、残留しても問題ないかというところの基準値を摂取量や、適正な農薬の使用に基づく残留試験結果に基づき決めるのが厚生労働省の役目となります。

それから、先ほど農林水産省のほうから説明がありましたが、具体的にきちんと使用基準を守っていれば、実際に食物の中で検出される農薬というのは、十分、安全を見込める量にコントロールすることができるということがありますので、そういう形での農薬の使用基準を農林水産省のほうで決めてもらっております。

繰り返しになりますが、このスライドにあるように、農薬の使用基準を守れば、残留基準を超えないので結果としてADI、1日摂取許容量 ADIというのはAcceptable Daily Intakeという英語の頭文字をとっているんですけれども、このADIというのは全世界的に使われている考え方なんですけれども、こういったADIを超えないということで、残留農薬に対する食の安全の確保対策をしております。

それでは引き続き、ポジティブリスト制度の説明ですが、昨年5月29日にこの制度は施行されました。具体的には、従前は、日本で許可された農薬に関して規制を行うものですので、日本で許可がなされていない農薬にあっては、基準値がないことから、非常に甚大な健康影響がもたらされるという場合にあっては、食品衛生法で厳しく取り締まりができるんですけども、そうでないものには規制ができないという制度でした。それを、そういう制度ではなくて、農薬に関してはきちんとした制限を設けて対応していきたいということで、ポジティブリスト制度というもので対応することとなりました。

言葉の定義として、これまでありましたネガティブリストというものは、原則、規制がない状態で規制するものについてのみリスト化しているもの。これは、従前、行ったものですが、昨年5月29日からは、ポジティブリスト制度ということで、農薬に関しては、原則、規制があるけれども、安全性が確認されたものに関しては、その使用を認めるものについて基準値を定めてリスト化していくということで対応することといたしました。

また違った定義の仕方をしますと、基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度ということでもあります。繰り返しになりますが、これまで、例えば中国産の野菜なんかに関しましては、日本では基準がないものには、法の規制がないわけですから、なかなか手を打つことができなかったんですけども、それに関して、昨年5月29日からは、基準が設定されていない農薬についても、一定量を超えて残留する食品にあっては販売等を原則禁止する制度ということで、これがポジティブリスト制度というものであります。

食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入ですけれども、従前の規制としましては、日本国内で定められているものとして250農薬、33動物用医薬品に残留基準が設定してあり、これを超えているものに関しては販売等を禁止しておりましたが、それ以外の残留基準が定められていないものには、規制が困難な状況でした。これが、ポジティブリスト制度の施行後、食品の成分に係る規格が定められているものとして、こちらは、さっき250という話をさせていただいたんですけども、このまま本制度に移行した場合、不必要に食品の流通が妨げられることが、想定されたため、国民の健康保護を図るとともに、本制度の円滑な施行を図る観点から、国際基準等も踏まえ、結果として799物質に関して暫定基準を定めております。これが、このスライドの左側の部分です。

それから、例えば、オリーブ油の成分になっているんですけどもオレイン酸とか、そういうものも一部、農薬等ということで使われております。あるいは動物の飼料ですと

か、そういったたぐいのもので使われておりますが、そういうものに関しては、数としては、65物質なんですけれども、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものに関しては規制するまでもないということで、スライドの右側ですが、そういうものが対象外物質というカテゴリーとしてあります。

そして、さらに、そのどちらにも当てはまらないものに関しては、一律基準ということで、人の健康を損なうおそれがない量として厚生労働大臣が一定量を告示しております、その量を超えたものに関しては、すべて一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等は禁止するという制度となっております。

それでは、次のスライドで、残留農薬等に関する食品衛生監視指導についてですけれども、具体的にどのような形で取り締まっているかということに関しては、国内のものに関しては、都道府県の食品衛生監視指導計画をもとに対応しております。また輸入食品に関しては、検疫所において計画を毎年つくって検討をしております。

今後の課題としまして、また、生産段階における農薬等の適正使用の促進や、使用基準の遵守状況や、そういった農産物等の生産に関して、生産から消費に至る関係者間のコミュニケーションを図るために、今まきに行っているところでありますが、今後とも、鋭意、意見交換会を行うことが重要となっております。そして、さらに新たに残留基準を設定した農薬等の食品健康影響評価ということに関しましては、既に1年たとうとしているんですけれども、5年間をかけて食品安全委員会で、この評価を行ってもらいつつ、この制度がほんとうに国民の健康を守るための1つの大きなシステムとして、今後とも運用していくことができる、活用していくことができるように、このスライドにありますように、このような形で対応しているところであります。

説明は、以上でございます。(拍手)

【司会】 引き続きまして、「農薬の環境影響について」、独立行政法人農業環境技術研究所理事の上路雅子様から説明していただきます。

【上路】 ただいまご紹介いただきました、筑波でございます、農水省所管の農業環境技術研究所に勤めております上路と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、食品に関するリスクコミュニケーションということでございますけれども、農薬そのものについて、一体どういうものかという基礎的なことをご紹介できればと思います。

私の与えられたテーマは環境影響ということでございますけれども、「農薬リスク」と

というのは一体どういうものかということをご説明した後に、環境中での動き、あるいは生態系への影響ということをお話したいと思います。

まず最初に、農薬がなかったら病虫害防除がどうなのかということ、農薬を使用しなかった場合に、生産にどれだけの影響があるのかというものを表に出してみました。ここに示してありますように、モモやリンゴ、こういう果樹で非常に栽培期間の長いものほど病虫害の影響を受けるということで、どうしても農薬がない場合に減収率が高くなってしまふ、病虫害の防除がどうしても必要だということになります。農薬使用に限らずいろいろな形で防除をやっていかなくちやいけないだろうというのが、この図でございます。

次に、リスクコミュニケーションとよく言われているんですけども、農薬のリスクとは一体何ぞやということをご説明させていただきます。これは、産業技術総合研究所の中西先生が出していらっしゃる本でございます。リスクというのは、いわゆる日本語で言いますと危険性なんて言われますけれども、それは確率である。もしも何かあった場合に、例えば発がん性の起きる可能性とか、いわゆる可能性、確率ということでリスクをあらわすことができます。

それと、リスク、リスクと言うのですが、リスク分析、リスクアナリシスという項目の中にリスク評価があり、管理があり、リスクコミュニケーションがある。こういう全体を合わせてリスク分析と言っているわけです。

それと、一般に消費者の方々が、例えば残留農薬を見た場合に、絶対に農薬残留は認められないんだ、危険性はゼロでなくてはいけない、リスクゼロということをよくお話しされます。しかし、これはなかなか難しいことでして、リスクは白黒分けて2分法で理解できるものではない。リスクを、どこまで許容できるかということが大切であると考えています。

これは、ちょっと見にくいので、お手元の資料で見たいんですけども、アメリカにおいての、リスクの大きさを相対的に表にしたものでございます。左側から、タバコ、アルコール、あるいは医療の面では、がんだったり心臓疾患だったり、こういうものが人間にとってリスクが大きいと言われております。

図を見ますと、農薬が大体この程度ということですよ。農薬の危険性がよく言われるんですけども、タバコやアルコール、こういうもののほうのリスクが非常に大きいと言えます。これは農薬が安全だという意味で言っているのではなくて、リスクの大きさからいくと、そういう相対的なところにあるということでございます。

リスクを考えるときに、一番基礎になる考え方をお示しました。ここに示しているとおり、あらゆる物質について毒でないものはあり得ない。私たちは、毎日、いろいろなものを食べています。いろいろな食品を口に入れているんですけども、ある特定のものだけを毎日毎日たくさん食べれば、それは、それなりに有害性が出てくるということです。スイスの方が、もう500年以上前に言われていまして、リスクというものは、発がん性があるのか、あるいは何か変異原性みたいな、そういういろいろな毒性を持っていて、そういう毒性と暴露量、どれだけの量が私たちの体の中に入ってくるか、その両方を掛け合わせることで、リスクが大きいとか小さいとか比較ができるんだということでございます。

ですから、例えば医薬品なんかも、確かに少量、適量飲めば、胃薬や風邪薬だったりして、それはいいんですけども、適量以上にたくさん飲みすぎれば、何らかの影響が出てくるということでございます。化粧品なんかでも、調味料でも、塩でもお砂糖でも、すべて量が問題である。適量に使えば、それはすごくいいんですけども、それを超えてしまえば非常に有害性があるということを言っています。これが、リスクの考え方の基礎になっております。

農薬のリスクは大きく分けて2つある。人の健康に対するリスクと生態系に対するリスクの2つに分けられると思います。このリスクに対しちょっと違いがあるかもしれませんが、基本的には、先ほどお示しましたように、どれだけの有害性があり、どれだけ、そのものが我々の体に入り、あるいは自然界の生物に対して、どれだけの量が曝露するのかという、曝露の量と有害性の比較をしないといけないということです。

リスク評価とリスク管理というふうに分けられますけれども、このリスク評価の中に、先ほど言いましたように有害性の評価をやり、どれだけの量を与えた場合に、その毒性が発現するのか、毒性が出てくるのかということを明らかにすることが必要です。それと、体の中にどれだけ入っていく、あるいは、例えば田んぼで使ったものが、どれだけ河川に流れていって、そこにいる生物に影響を与えるだけの濃度になっているのかという曝露という評価をしなくちゃいけない。これが、一連のリスク評価に対する考え方です。

そして、こういう全体のデータをもとにして、行政当局が、どれだけのリスクがあるかによって管理ができる、どういう基準を設ければリスクを最小限に持っていくことができるのかということに心がける。ですから、ここのリスク評価というのは、むしろ矢印が右側のほうにむくことが絶対的に強いんです。それと、リスク評価をしながら、あるいはリ

リスク管理をしながら、いろいろな方々の意見を聞く。どういう状況でリスク管理の基準値を出していくのかというときにも、リスクコミュニケーションをしないではいけないということが言われております。

リスク管理の1つとして先ほど来、農水省から、あるいは厚生労働省の方々からもご説明いただいておりますので簡単に示しますけれども、これは人の健康に対する、消費者の方々が一番影響がある、いわゆる残留農薬の基準の決め方でございます。後に寺本先生から、どういう試験があるのかというご説明があると思いますけれども、いろいろな毒性試験をやって、その中で一番、最大の無毒性量、どれだけの量を与えた場合に毒性がないのか、あるのか、そういうことを決めた上で、それに安全係数を掛けて、そして、先ほどからずっと言われている人1日摂取許容量（ADI）というものを設定し、残留農薬基準を決めてそれらに合致する農薬使用基準を決めるという一連の流れでございます。

簡単に説明しますけれども、先ほどから言われますとおり、キーワードは毎日毎日、一定量それを食べ続けていて悪い影響が出ない量、それで100の安全係数を掛けたものがADIになっています。すべての残留農薬の決め方の基本が、こういうものになっています。

ADIとして、これだけの量を食べてもいいですよというのを決められましたら、そのADIの80%を農産物に与えることができます。あとの20%は何なのか。大気から、あるいは水から、あるいは土壌から、いろいろなところに、もしかすると農薬が入ってくるかもしれない。80%を農産物に、いろいろな作物に分配させるということになっています。作物毎の残留基準値が決められて、最終的に作物の使用基準が決まるということになります。

ここまでリスクの観点からお話ししましたけれども、次に環境影響に移ります。ここに環境中における農薬の挙動をお示しました。医薬品ですと、体の中に入ってしまう、それだけでいいんですけども、農薬については、農薬をまくことによって、環境中に、土壌に落ちたり、それが水系に流れたり、それが大気に拡散していくということになります。それぞれの場所でどういう挙動をしているのか、どういう形で分解しているのか、どういう形で影響を及ぼすのかを明らかにした上で、管理が行われているということになります。

土壌中での農薬の挙動を示しておきました。農薬を散布した場合に、土、水、大気という、いろいろなところに分布するのですが、やはり土壌に落ちる農薬が一番大きいということになります。そういうことで、土壌中での農薬の動きについて一番よく研究されてお

ります。農薬がまかれた後に、土壌中の濃度が下がって行って、結果としてゼロに近くなります。この過程で、いろいろな作用によって分解したり、拡散するということになります。

そのときに、どんな要因があるのか。例えば、北海道、あるいは九州で農薬がまかれたときに分解はどうなるか。北海道と九州を比べた場合に、温度の高いほうが分解が速いので、土壌中に残っている残留期間は北海道のほうが長くなる可能性がある。あるいは、個々の製剤にしてみますと、乳剤でまいたとき、粒剤でまいたとき、そのまき方によっても、剤型によっても残留程度が違うということもあります。

それと、ここに土壌の有機物の含有量を出しておきましたけれども、日本の土壌とヨーロッパの土壌では、日本のほうが有機物含有量が多いので、どうしても、そこに吸着し土壌残留性が高くなるということもありますし、一方では、そういう有機物が多ければ、微生物数が多くなって分解が速くなるということもあります。そういうことから、環境中でいろいろな要因が農薬の挙動に影響を及ぼしているということになります。

その次に、水系での流出について説明します。山梨県に多い果樹園なんかですと、農薬をまいた場合に水系に流れていくということがあります。しかし、それが一体どれぐらいの農薬量が流れるのかということになりますと、畑の場合には、多くてもまいた量の1%を超えることはないだろうと考えられております。それと、雨が降ったときに、土壌粒子と一緒に河川に流れていくということが言われています。水田での農薬は、農薬をまいた直後、あるいはその後二、三日がピークであって、その後だんだん減っていくということになります。いろいろな試験をやりながら、いろいろな基準をつくる基礎的データを積み上げるということになります。

これは1つの例ですけれども、ゴルフ場での使用農薬には四十何種類あるんですけれども、ゴルフ場の排水の濃度をずっと調査しております。山梨県でも多分とってらっしゃると思いますけれども、どれだけ基準値を超えているものがあるかということ、大体、10万件で1件あるかないかと、この程度のもので、ゴルフ場の排水についても農薬汚染の心配はないということになります。

最後のところでございます。環境中での生物に対する影響はどうかということですが、これにつきましては、昔から、農薬をまくことによって、虫が減ってしまったとか、お魚が浮いてしまったとか、そういうことが言われております。そういうものに対して、どういう行政的な取り組みをやってきたのかということについてご説明します。

野生動物に対しての影響としては、昔から、有機塩素系農薬をまいた場合に、野ネズミやリスや、哺乳動物が減少しているという報告もありました。それと、鳥についても、有機塩素系農薬が何らかの影響を及ぼしているんじゃないかならうかということも言われていました。それと魚類に対して、これも昔使った除草剤ですけども、PCPなどが川魚を浮かせるという事故を起こした、そういう原因になっていたということも言われています。

陸上生態系についても、農薬の何らかの影響があるかもしれない。しかし、必ずしも、きちんとした農薬が影響しているというような段階には至っておりません。土壌環境については、土壌消毒を目的とした場合に、土壌生物に対する何らかの影響があると言われております。

これまでも、いろいろな試験がやられており、これは千葉大学の本山先生がやった試験でございます。魚類とか甲殻類、両生類、昆虫、こういうものに対する農薬をまいたときの実態調査をしております。しかし、結果として農薬以上にもっと違った要因による影響があるんじゃないかならうかと。水路が三面張りになってしまって生物がすめなくなったとか、水田が乾田化することによって湿地環境がなくなってしまったんじゃないかならうとか、家庭の一般排水が水路に入って行って、水路の汚染をしているんじゃないかということで、必ずしも農薬だけでいろいろな生態系への影響を説明することはできないというような結論でございます。

とは言いながらも、農薬が環境の生物に対して影響があるのかないのかをきちんと評価する必要があるだろうということが言われ出しました。これまでずっとお魚に対してのみ影響評価をしてきたのですけれども、もう少し生態系全体の影響評価をするようにと、そういう仕組みを見直さなくちゃいけないんじゃないかならうかということが議論されました。それと平成12年に、環境基本計画の中で生態系の保全を視野に入れた取り組みが必要であるということが言われ、その中には、当然、農薬の環境リスクもきちんと評価・管理する必要があるということが示されております。

つい最近ですけども、平成17年4月1日からコイだけに対しての農薬の影響を見ていたのでは不十分だということ、水田で使った農薬を中心にしていたことに加えて、畑地で使用される農薬についてもきちんとした評価をしなければならないと言われてました。

改正後、藻類、甲殻類、こういうものを加えて、いわゆる3点セットと私たちは言うんですけれども、魚類、藻類、甲殻類という生態系の基本的な生物群を対象にした試験方法をとらなければいけないということを入れました。

それともう一つ、毒性評価だけではなくて、先ほど言いました、いわゆるリスクを評価するときには、毒性と曝露、どれだけの量を摂取するかという両方を見なくてはいけないということで、この毒性評価のみならず曝露評価を追加するという事を入れました。

実際にどういうことをやったのかということで、これは後から見ていただければいいんですけども、いわゆる環境中での予測濃度と毒性値を比較し合うということになります。比較したときに、こちらの予測濃度の方が大きいような農薬は、登録を保留しますということです。予測濃度のほうが、こちらの急性影響濃度よりも小さい場合には登録しますということになります。このような登録保留基準という形をとりましてリスク管理をすることになりました。

生態影響に関するリスク管理では、いろいろな試験をしなければならないんですけども、土壌中での運命に関する試験とか、土壌残留性に関する試験とか、水質汚濁性とか、いろいろな生物に対する試験を行いながら、今の登録保留基準に持っていくような仕組みで取り組んでいるということになります。

最後に、食の安全・安心ということがよく言われます。今、国民が食に対する安全・安心ということに非常に興味を持っておりますので、これに対してきちんとこたえていく必要があるだろう。そのためには、農薬の安全性の確保ということで、人の健康、作物に対する薬害、残留性、環境に対する影響、こういうさまざまなデータをきちんと蓄積していく必要があるだろうというのが1つでございます。

それと、情報を共有する必要があるだろうと。研究者、行政の方々、マスコミも含めて、消費者も、同じ情報のもとにいろいろな判断をしなければならない。そして、正確な判断力を伴わなければいけない。データが出たからといって、それが基準値と比較して、どれだけ怖いものなのか、リスク管理としての基準値をどれだけ超えているものなのかどうか、それほど怖くないものなのかどうかという判断力を養成する必要がある。

それと、リスクの考え方を整理していただかなくてはいけないということです。リスクを考える場合、あくまでも社会経済的にももの考えなければなりません。どれだけのお金をかけた場合にリスクをできるだけ、より小さくすることができるか。例えば食糧の確保については、日本で、今、自給率は40%でございます。40%を確保するのと、病虫害、防除をしないがために、食糧の確保にどれだけ不安があるのかという全体を考えた上でリスクを考える必要がある。

最後に相互信頼の確保ということ。これは農薬をまく人、農産物を買ってきて食べる人

間、農村に生活していらっしゃる方々、行政の方々、農薬を製造しているメーカーの方々、お互いに農薬全体について、これからの食糧の確保という観点からどういう意義づけをすべきなのかということで、お互いに信頼を保ちながら農薬全体の使い方、あるいは農薬に対するリスク評価について議論していかなければいけないと思いますということで、私の話を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

【司会】 最後に、農薬のリスクと安全性評価について、財団法人残留農薬研究所理事長の寺本昭二様から説明していただきます。

【寺本】 ご紹介いただきました、残留農薬研究所の寺本でございます。農薬のリスクと安全性評価について、お話しさせていただきます。お疲れだと思いますけれども、いましばらくおつき合いをお願いいたします。

まず最初に、農薬はどのようにして世の中に出てくるかという、新規化合物の合成から農薬として登録されるまでのプロセスについて、整理をしてみたいと思います。

農薬は、農薬会社がたくさんの物質を化学合成しまして、それらについて実験室のレベルで薬効・薬害についてスクリーニングをしていきます。数万個を調べていきますと、その中に1個か2個、農薬としてすぐれたものが見つかってきます。

今度は圃場に移しまして、薬効・薬害に関する本格的な調査に移ります。それと同時に右側に書きましたような毒性試験、環境試験、残留性試験、そういった一連の試験を同時に進めてまいります。こういったすべての試験結果が出まして問題がないという確認ができますと、これは農薬メーカーがそういうふうに判断されますと、初めて農水省に対して農薬登録申請をされるわけです。ここから先は、今度は公的機関による専門家の集団によって本格的に厳密な審議が行われて、問題がないということが確認されますと、晴れて農薬として登録が認められる仕組みになっております。最初の化学合成から始まって登録が取得されるまでに、順調にいったら10年ぐらいかかると言われております。

おそらくあまりなじみがないと思われるので、今日はこういった一連の流れの中の毒性試験についてお話をさせていただきます。

最後に、公的機関による審議の状況についてもお話をいたします。

まず、農薬の毒性試験です。これはどこでもだれでも勝手にできるものではございませんで、農水省の毒性試験適正実施基準（GLP）に適合した施設でしか試験ができない。また、農水省が別途定める毒性試験法指針（ガイドライン）に準拠した試験が実施される

ことになっております。

GLPと申しますのは、毒性試験の質と信頼性を確保するための国が定めた基準でありまして、こういったハード、あるいはソフト、すべての事柄に関して3年ごとに実際に立ち入りの査察が行われて確認がされております。

ガイドラインですけれども、こちらはDDTなどの有機塩素系農薬の残留性問題というのが1960年代の後半に起こってまいりまして、それが引き金になってガイドラインが通知されたわけでございますけれども、1960年前後という時期は高度成長の時期であります。人の場合では、医薬品、サリドマイドによる先天奇形が明らかになった時期でもあります。環境問題ですと、有機水銀による水俣病が起きてきたという時代背景がありまして、農薬についても厳しい見直しがあったということでもあります。

1972年に最初のガイドラインが制定されまして、その後、化学の進歩に伴って、85年と2000年にそれぞれ最新のものに改定をされております。現在は2000年のガイドラインに従って試験が行われているということでございます。

実際の毒性試験の種類ですが、全部で28本の試験があります。たくさんありまして書き切れませんので、大きくグループ分けをしますと4つのグループに分けることができます。

1つは、いわゆる毒性を調べる試験。これが大半で18本あります。

2番目として、万一急性中毒症が起きた場合に必要な処置を考える上で有益な情報を得る試験が1本あります。

動植物の体内での代謝経路、あるいは分解物の構造等の情報に関する試験が2本。

4番目として、環境中での影響を見る試験が7本となっております。

これから毒性を調べる試験を中心にお話しいたします。

農薬の毒性試験の特徴ですけれども、一言で申し上げますと、人の曝露様式に合わせて試験法が工夫されていると言えらると思います。人は農薬とのかかわりに関して大きく2つのグループに分けることができるだろうと思います。

1つのグループは、職業的に農薬を取り扱う人でございまして、農家の方と考えていただいてよろしいかと思っております。それに対して、もう一つはその他の人ですから、農薬で処理された作物を消費する一般消費者という2つに分かれます。

最初に、農家の人の場合にはどのような関係にあるかといいますと、農薬の散布作業中に比較的多量の農薬を摂取する可能性があるが、曝露時間は比較的短いという特徴があり

ます。

毒性試験として要求されている試験は、種々の経路で単回投与、1回だけ投与する試験と、そのほかに経口的に繰り返し投与する試験などが実施されております。

絵でかきますとこうなりまして、散布作業をしている最中に、例えば鼻から吸い込んだ、口から入って飲み込んでしまった。あるいは手の皮膚についたものが体の中に取り込まれたという経路があるわけです。この矢印の太さというのは、体の中に取り込まれやすさを一般的にはこんなふうに言われているということで、鼻から吸い込む場合が一番吸収性が高い、皮膚からの場合は比較的少ないという関係にあるわけです。ですから、散布の作業をされるときにはマスクをしてくださいとか、手袋をしてくださいというのは、こういうことを防ぐための指示です。

実際の試験ですけれども、まず、単回投与試験から説明します。1回だけ投与する試験としましては3種類の試験があります。

1つは、急性毒性試験と言いまして、まず、投与経路を先ほどの絵でお示しましたように、経口、経皮及び吸入、それぞれの経路でもって投与します。この場合に、それぞれの経路について3段階以上の用量を設定しまして、この3段階以上の用量といたしますのは、量が少なければ全く中毒症状は起きません。それがあるところまで量を増やしてまいりますと中毒症状が出始める。もっと用量を上げていきますと、やがて死亡するものが出てくる、いわゆる用量反応関係と呼んでおりますが、そういう関係がありますので、それを明らかにするためにこういうことを工夫しているわけです。こういった一連の試験から致死量、どれぐらいの量になったら死亡するのか、あるいはそのときの標的になる臓器はどこかといったようなことを調べていくわけです。

ですから、この試験によって農薬の持つ基本的な性質、特徴、そういったものがわかるわけです。こういった一連の試験で神経毒性が疑われる場合には、別途、急性神経毒性試験をやることになっております。

2番目、3番目の試験としましては、皮膚及び眼刺激性試験、あるいは皮膚感作性試験というものがあります。急性毒性試験の場合にはいろいろな経路を通りましたけれども、いろいろな経路をたどりながら、直接体の中に取り込まれてどういう毒性を起こすかということだったので、この場合には適用した部位ですから皮膚、あるいは目、そういったところに対して直接どういう毒性変化を起こすかを調べる試験であります。

皮膚感作性試験といたしますのは、皮膚アレルギーを調べる試験であります。ですから、

言ってみれば、これは散布作業のところを想定した場合に皮膚についてしまった、あるいは作業中に目の中に入ってしまった、そういったことを想定した試験ということが言えるかと思います。

それから、こういった1回だけ投与する試験に対しまして、ある程度繰り返し投与する試験というのが必要になります。これは2種類の試験がありまして、といいますのは、散布作業というのは1日だけで終わるということではないかもしれませんが、ある程度の期間散布作業が続くということを想定して、1番目で書いていますのは、90日間の反復経口投与毒性試験が要求されております。この試験は農薬を一定期間、90日間ですけれども、十分長い期間をとっているわけですが、この間繰り返し、ここでも3段階以上の用量で混餌投与をしたときの臓器毒性を明らかにする試験でございます。

ですから、臓器毒性を調べるために、この試験ではいろいろな臓器の機能検査を中心に行う試験となります。また、こういった試験の中で、この量を下げたときにこういった毒性が生じないような無毒性量を別途明らかにすると定められております。この無毒性量は、後のほうの評価のところが必要になってまいりますので、ちょっと記憶にとどめておいていただきたいと思えます。

最初の絵でお示したような単回投与試験です。これで経皮毒性、吸入毒性、あるいは神経毒性が見られる場合には、別途それぞれの経路による反復投与毒性試験も要求されております。

それから、繰り返し投与する試験の2番目の試験としましては催奇形性試験があります。これは農薬を妊娠期間中、毎日投与したときの母体毒性と胎児毒性を明らかにする試験です。これは最初にちょっとお話しいたしましたような、サリドマイドによる先天奇形というものが明らかになったことで、人の胎児に対しても化学物質によって先天奇形が起こることが初めて明らかになりましたので、農薬についてもあらかじめしっかり調べておくことになったわけです。この試験でも、やはりこういった毒性の生じない無毒性量を求めることになっております。

この試験は言いかえてみますと、農家の若いお嫁さんが散布作業に従事されることもあられるでしょうから、そういうことを想定した安全性確保のための試験と言えます。

今までは1回だけ投与する試験、あるいは繰り返し投与する試験についてお話ししましたけれども、そのどちらにも分類できないようなその他の特殊な試験として、変異原性試験があります。これは、農薬の遺伝子突然変異及び染色体異常誘発性の有無を調査する試

験でありまして、試験管内試験と動物を使った試験の2種類がございます。

なぜこういった試験をするかといいますと、非常に強い変異原性が見られる場合には、同時にこれからお話しする癌ですとか、先ほどお話しした先天奇形を誘発するということが今までの経験からわかっておりますので、この試験につきましては、一連の毒性試験の中で比較的早い段階で調査される試験でございます。ですから、変異原性が見られる場合には農薬としての開発はもう行われないうことでございます。

今までは農家の方を想定した試験でございましたけれども、一般消費者の場合はどうなっているかといいますと、一般消費者の場合には、作物中に残留する極めて微量の農薬を長期間にわたって摂取する可能性があると言えますので、要求されている試験としまして、長期間にわたって経口的に繰り返し投与する試験を実施することになっております。

絵でかきますとこんなふうになっておりまして、散布した作物を食べるわけですが、ほとんどの場合は太陽に当たったり、雨に当たったり、分解されたりということではなくなっていきます。あるいは調理の段階でもなくなっていくのですけれども、一部のものについては、非常に微量ですが残留する場合があります。それを口から毎日食べるわけですから、ここで必要な試験としては、3種類の試験が要求されております。

1つは、1年間反復経口投与毒性試験でありまして、農薬を長期間繰り返し投与したときの臓器毒性、先ほどの90日間の場合と同じような機能検査が中心の試験ですけれども、期間が1年間と非常に長くなりますので、慢性毒性と言ってよろしいかと思えます。こういった試験が、1年間投与するというのは、非常に長い試験にもかかわらず、やはり無毒性量を明らかにするとされております。

2番目の試験は、発がん性試験でありまして、今度の場合は、農薬を生産にわたって投与したときの発がん性の有無を調べる試験です。発がん性は、こういった臓器毒性が見られるような用量を長期間にわたって投与した場合に発がん、がん化する場合がありますと言われておりますので、投与する期間も長いですし、投与する量も高い量を投与することになっております。

3番目の試験としては、繁殖毒性試験があります。これは生殖機能に及ぼす影響と、出生後の児動物の発育に及ぼす影響を2世代にわたって調査する試験です。この2世代といいますのは、親の世代から始まって子供の世代、次の孫の世代まで調査する試験であります。この試験でもこういった毒性の生じない無毒性量を求めます。

繁殖毒性試験といいますのは、一時、七、八年前問題になった内分泌攪乱作用、環境ホ

ルモンの作用ですとか免疫毒性を検出することも可能な試験でございます。

今まで駆け足で毒性試験の概要についてお話ししましたが、こういった毒性試験から得られたデータというのはどんなふうにかかされているのかということでございます。今までの先生方がお話しされたことのおさらいになるのですが、まず、すべての毒性試験のデータは食品安全委員会の農薬専門調査会に送られます。そこで専門家によって、強い変異原性、発がん性、催奇形性といった問題となる毒性がないことが確認されます。そうしますと、初めてADIが設定される手順になるわけです。出し方としましては、今までの説明のとおり、すべての毒性試験の中で一番小さい無毒性量を持ってきて、それを安全係数の100で割るというものでございます。この安全係数を100としていますのは、毒性に対しての個人差があるでしょうから10倍の安全を見込む。

それから、ここで得られているデータは動物を使った試験データですので、人と動物の差があるかもしれないので、その安全を10倍見込むということです。

今までの経験から、個体差・種差がそれぞれ10倍を超えるということはまずほとんどないということで、世界的に安全係数100が使われているということでございます。

このようにADIが決まりますと、今度はADIに基づきまして、実際にADIと作物中にどれくらい残留するかという残留性試験のデータに基づいて、厚労省の薬事・食品衛生審議会において、今度は残留農薬基準が設定されます。これは作物中の残留量から予想される農薬の推定摂取量が、ADIの80%以下になるように基準値を決めるということでございます。残りの20%は飲料水、飲み水のほうの安全に回されるということです。

出し方としては、一般の人、乳幼児、妊婦、高齢者といろいろな人がいますから、それぞれの人について、1人1日当たりの推定農薬摂取量を計算します。出し方は、ある作物群について1日の平均摂取量、これは国民栄養調査からわかっておりますので、これにある基準値を掛けてやりますと推定の農薬摂取量が出ます。それをすべての作物群について合計をしますと、1人1日当たりの推定農薬摂取量が出ます。これがADIよりも十分小さくなるように、80%以下ということですが、多くの場合は10%程度とされておりまして。

残留量との関係ですが、作物中に残留する最大の残留量です。その値と比べましても基準値のほうが大きくなっている。つまり、安全を見越して基準値というものが決められているということでございます。

そのほかに環境省のほうでは、人の健康保護と環境保全の観点から中央環境審議会にお

いて農薬登録保留基準というものを設定しております。これには4種類ありまして、作物残留性に係る登録保留基準、これは先ほどお話ししました厚労省の定める残留農薬基準と同じものです。そのほかに土壌残留性、水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準、あるいは水質汚濁性に係る登録保留基準が決められておりまして、それぞれの基準値を超える場合には農薬の登録が保留され、農薬としては使えないという仕組みになっているわけです。

こうして一連の基準値が決まりますと、最後に作物中の農薬残留量及び環境中の農薬濃度が基準値よりも小さく保たれるように、最後に使用基準というものが農水省の農業資材審議会において決められるわけです。具体的には、使用の時期、使用の濃度、回数といったものが決められるということです。ですから、これを通して見ますと、最後の使用基準を守ることによって、人や環境の安全が守られる仕組みになっているということでございます。ですから、使用基準を守ってくださいという意味は、こういう仕組みになっているからということでございます。

こういった一連の流れを絵でかくとこんなふうになって、農薬検査所という受け付け窓口から農水省を経由して各省にデータが配付されて、最初にADIが決められて、これに基づいて残留農薬基準、農薬登録保留基準が決められる、こういった基準が達成できるように、最後に農薬使用基準が決められるということでございます。

以上のお話をまとめますと、最新の科学的知見に基づいて、種々の毒性試験が実施されておりまして、急性毒性、臓器毒性、発がん性、免疫毒性、神経毒性、繁殖毒性、催奇形性、変異原性などの有無及び無毒性量が明らかにされております。

それから、こういった毒性試験の結果に基づいてADIが設定され、残留農薬基準、農薬登録保留基準、農薬使用基準が定められておりまして、人の健康保護及び環境保全が図られているというお話を申し上げました。

以上でございます。(拍手)

【司会】 ありがとうございます。専門の先生方から詳しいご説明をいただきました。

お疲れのことと思いますので、ここで10分間ほどの休憩を設けさせていただきます。私の時計で3時5分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

お時間になりましたら、お席へお戻りいただきたいと思います。

(休憩)

【司会】 お時間になりましたので、これからパネルディスカッションを開始いたします

す。

本日の意見交換会に先立ちまして出席者を募集いたしましたところ、260名のご応募がありました。ご応募いただいた皆様全員に今日のご出席をいただいております。

本日のパネリストについてですが、本日のテーマに関する意見の発表と討論に参加願うために先ほどご説明していただきました4名の方のほかに、行政を含め5名に加わっていただきまして、全員で9名の方にそれぞれご出席をいただいております。

では、皆さんの所属とお名前などをご紹介します。

本日のパネリストの方々は、向かって中央右側から、山梨県消費者団体連絡協議会事務局長の田草川恒子様です。(拍手)

甲府中央卸売市場青果物仲卸協同組合理事長であり、甲府青果株式会社社長でもありません遠藤一郎様です。

【遠藤】 遠藤です。よろしくお願いいたします。(拍手)

【司会】 山梨県農業協同組合中央会農業振興部長の細川義雄様です。

【細川】 細川でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

【司会】 それから、先ほどご説明いただきましたが、独立行政法人農業環境技術研究所理事の上路雅子様です。(拍手)

財団法人残留農薬研究所理事長の寺本昭二様です。

【寺本】 よろしく申し上げます。(拍手)

【司会】 続きまして、行政より内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課リスクコミュニケーション専門官の齊藤弘志です。

【齊藤】 齊藤です。よろしくお願いいたします。(拍手)

【司会】 先ほどご説明申し上げました厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課兼基準審査課課長補佐の吉田佳督です。

【吉田】 吉田です。よろしくお願いいたします。(拍手)

【司会】 続いて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課生産安全専門官の渡辺高志です。

【渡辺】 渡辺です。よろしくお願いいたします。(拍手)

【司会】 先ほどご説明申し上げました農林水産省関東農政局消費・安全部安全管理課課長補佐の鈴木貞美です。

【鈴木】 鈴木です。よろしくお願いいたします。(拍手)

【司会】　そして、コーディネーターですが、皆様からごらんになって一番左側、農林水産省関東農政局消費・安全部消費生活課課長の中村利男です。

【中村】　中村でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

【司会】　それでは、パネルディスカッション及び意見交換の議事進行につきましては、コーディネーターをお願いいたします。

【中村】　それでは、しばしコーディネーターを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。座って議事をさせていただきます。

これからの進め方でございますけれども、初めに、今日は消費者のお立場、農産物を生産するお立場、そして、流通販売をなさるお立場という3者のお立場の方にご出席いただいております。事前にお座りいただきましたパネリストの方々から、ご自身のお立場で日常ご疑問の点、あるいは農薬についていろいろな取り組みをなさっている点について、ご意見も含めまして伺いたいと思います。その後、先ほどご説明いただきました専門家の方々、行政の皆様も加わりまして、パネリストの中で農薬のことについて議論させていただきたいと思っております。

その後、会場の皆様からご質問、ご意見を受けながらパネルディスカッションを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは手始めでございます。最初で恐縮でございますが、田草川恒子様から消費者の立場ということで日常の農薬についてのご疑問、あるいはいろいろな取り組み、ご意見について5分ということで恐縮でございますが、ご発言、よろしくお願いいたします。

【田草川】　皆さんこんにちは。山梨県消団連の田草川です。

今日は農薬の問題について消費者の立場からお話をしたいと思います。まず、食の安全という面からお話をさせていただきたいと思います。

私たちは食品添加物や農薬問題を食の安全というようなことについて、随分と問題にしてきました。昨年、平成18年度の県政モニターの食のアンケートでも、何を基準に、何を意識して食品を買うかというところでは、農薬をかなり意識するという方が39%、少しは意識をするという方が47%ということで86%、相当多くの方が農薬について意識をしているということになると思います。

私たちはさまざまな農薬について、例えば、消費者から見れば生産者、農家の方は自分のうちでつくって食べるものと、消費者向けに市場に出すものでは違うのではないかみたいなことがいろいろ言われたりしています。そういう点で、消費者としてもきちんと情報

を得てこの農薬問題について考えなければいけないと思います。

また、去年の5月29日から農薬のポジティブリスト制というのが始まりまして、こういう点からもしっかり考えていかなければいけないと思うのです。

1999年に私たち消費者団体は、生協の組合員を中心に食の安全確保のための大運動を展開しました。そのときの1つの課題が、農薬は使用するところで取り締まるという段階から、私たちが食品として食べるときにどういう状態にあるのかということがちゃんとわかるようになってほしい。そのためには、それまでほとんどなかった残留農薬の基準をちゃんと定めてほしいという、大きな要求を掲げて闘ったわけです。全国で1,300万、山梨県内でも6万5,000を超える大きな署名を集めまして、このことが、今、食品安全基本法とか2003年に改正されました食品衛生法の改正につながっていったと考えています。

2001年9月にBSEが日本で最初に発見されて、とても大きなショックで大パニックが起きました。このときにBSE問題に関する調査検討委員会というのが、ほんとうに消費者の立場に立った、きちんとした食の安全確保をしなければいけないのではないかと、大きな転換点となる報告書を出しました。そのことが今日、残留農薬のポジティブリスト制というのにつながったと思いますし、そのことは非常に私たち消費者が要求していたことでもありますし、また、今の問題に直結していることだと考えています。

もちろん国内外の残留農薬の規制ということもそうですけれども、私たちは食糧自給率が低下しているということで、輸入が60%になっている。つまり、自給率は40%しかないわけですから、私たちが食の安全で農薬に関しても、輸入食品についても十分なものが確立されなければいけないと思っています。

平成18年度、去年、始まったときから9月までの輸入食品の検証結果が去年の11月に公表されたわけですが、それを見ますと、ポジティブリスト制違反というのが随分と多くなってきたと報告されています。こうした中で私たちは輸入食品の問題についても十分考えていかなければいけないのではないかと思います。私たちは、今日はたくさんのことを勉強したのですが、なかなかこういうふうに勉強する機会がないし、しっかりした情報がまだまだ得られていないのではないかと思います。何のために使うのか、どうしてできるのかということは、今日はお話を伺ってかなりよかったですけれども、そういう意味で、多くの消費者の皆さんにこういうことをしっかり伝えていかなければいけないのではないかと思います。

また、食品安全基本法あるいは改正の食品衛生法でも、消費者の役割として、きちんとした勉強をして、しっかり自分たちがどういうことを学ばなければいけないのか、どういうことを考えてものを選択していかなければいけないのかということ役割として出す、あるいは意見として反映させなければいけないというふうになっています。

私ども消団連でも、19年度の輸入食品の監視指導計画についての意見を募集しておりましたので、昨日、それを提出いたしましたけれども、こういうふうに私たちが勉強したことや、希望することや何かをどんどん反映していくことも必要なのではないかと考えています。

また、今日に限らずいろいろな機会に、ぜひ生産者も流通の方も表示や何かでということや、行政もしっかりとした正確な情報をぜひ消費者に送っていただきたいと考えています。

また、どうしても一方的な説明だけでは、私たちは安全ということは理解できても、なかなか安心というふうにはならないと考えています。安心を得るためにお互いのコミュニケーションをもっと高めていく必要があると思いますので、ぜひ皆さんと一緒に、それぞれの関係者と進めていきたいと考えています。

ありがとうございました。(拍手)

【中村】 ありがとうございました。

続きまして、今度は農産物の流通のお立場から、遠藤一郎様にご意見、あるいはまた日ごろの取り組みにつきまして、ご発表をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

【遠藤】 皆様、こんにちは。私は甲府市中央卸売市場青果仲卸組合代表を務めます甲府青果の遠藤でございます。どうかよろしく願いいたします。

流通の代表ということから、私どもの農産物の生産地から消費者までの皆様の流通について、簡単に説明をしたいと思います。

まず、生産者がございます。それは一般に農家でございます。そして集荷団体、農協があります。そして市場があります。市場の中には、荷受け会社と仲卸があり、その次には流通センター、これは場外卸または場外の間屋でございます。そして店舗があり、店舗には小売業、これは一般にいう八百屋さんでございます。そして量販店、スーパーさんなどがあります。そして、皆様方消費者になるわけでございます。これは生産農家から消費者までの流通経路でございますが、流通がすべてこの順序に流通しているとは限りません。

生産者、農家から店舗、量販店、スーパーさんなどに直接入る場合もございますし、農協から場外卸しへ入る場合もあります。いろいろな流通経路があるわけでございます。農産商品を大量に扱っているということから、私どもの甲府青果について、これまでの対応について私は話したいと思います。

甲府青果の業務は、流通経路の中の流通センターに位置して業務を行い、主に量販店に農産商品を納品していますが、集荷先は市場、農協、契約農家、また商社等から集め、弊社のパッケージセンター、袋詰めなどに細分化して各店舗へ納入しております。

消費者の皆様には、スーパーさんなど、量販店からの購入を通して弊社の商品をお届けしていますが、店舗までの中間流通業務を行っているのが私どもの会社でございます。ポジティブリスト制度の導入後の弊社の対応についての説明でございますが、これまでの取り組みについて経過を話したいと思います。

これまで、カイワレ事件に端を発したO-157問題、BSE問題、産地偽装など不正表示問題、残留農薬問題、無登録農薬不正使用問題、また最近では消費期限切れの原材料を使用した不二家の問題など、多くの問題から消費者は食品に対する不信、不安が高まり、2003年度、行政による改正食品衛生法が制定され、原産地表記、罰則規定などが強化されました。

また、新JAS法では、食品など国内産、外国産を問わず全農産商品の原産地の表示義務、トレーサビリティ（生産流通履歴情報把握システム）の追求など、農産物にとっても安全性や品質のよさ、有機栽培による農産物の規格制定など、消費者が商品を選ぶときの目安となる情報を行政主導で提供する制度でございますが、残留農薬などの違反の場合は、国内産、輸入商品を問わず、流通の禁止処置がとられます。

私ども弊社では、集荷の産地対策として市場には連絡文書で対応、農協には商品に対して弊社から要請があった場合は栽培履歴書、要するに栽培記録、防除記録、収穫出荷記録等の提出をお願いしております。

また、産直農家には、当時のネガティブリスト制度導入の要請、生産管理台帳、防除日誌などの提出を文書を配付して依頼しておりました。違反の場合は、当局の指示、指導に従い速やかに指示された当該商品の回収、生産地の供給者、生産者と原因の追及と事後の対策について協議を持つことになっております。

また、弊社と量販店などのお取引先様でございますが、その後の対応はその都度協議の上で決定するようにしております。

ポジティブリスト制度は、改正食品衛生法ができて4年経過した昨年5月29日に残留農薬規定の制度として導入されましたが、これまでの農薬残留基準が強化され、生産者、農協、市場、小売店などに大きな反響をもたらしました。ポジティブリスト制度は、使っ  
てよい農薬が799種類、前のネガティブリストのときは283種類ですから9倍くらい  
増えたわけで、残留基準の設定も0.01ppmを一律基準とした大変厳しいものでござ  
います。0.01ppmというのは、大きなプールへ1滴農薬を落としたくらいの濃度と  
いいますから、それは大変なものだと思います。

問題点として、1つ目に農薬散布時の飛散、ドリフトでございます。

2つ目に、前作の影響、要するに、今つくっている以前に使った農薬の影響でござい  
ます。

3つ目に農業用水からの汚染などがあります。

国内の生産農家は狭い耕地でさまざまな農作物を栽培しているため、自身は農薬を適正  
に使用しても、近隣から農薬の飛散などによる汚染の懸念もあり、この対応は実に大変だ  
と私は思います。

そこで弊社といたしましては、2つの問題点を挙げております。

1として、弊社の考え方といたしまして栽培履歴の明確な産地、生産者との取り組み。

2つ目には、栽培履歴の確認と管理の徹底。

3つ目には、農薬に関して対策を打っている生産者との取り組みなど、これまで以上に  
真剣に社内で検討、また、生産出荷者とは情報交換を綿密に行うように取り組んでおりま  
す。

また、2としての問題点でございます。農薬散布時の対応でございしますが、これは経営  
などの指導のもと、徹底して注意、対応するように、生産地に特に要請をしております。

以上が弊社の対応でございしますが、立場上、市場内の荷受け会社でも農産物を出荷する  
生産者に対し登録農薬を適正に使用し、各品目の防除日誌を作成、記録に残すように指導  
しているということでございます。

また、市場内の仲卸でございしますが、市場に入荷した農産物を取り引きしていることか  
ら、荷受け会社に入荷する農作物に違反のない限り残留農薬違反はないと思います。

また、仲卸各社では、生産産地を各小売店への納品伝票に書き込み、どこで生産された  
農産物かはっきりさせ、各店舗で販売する場合も、原産地をしっかりと書いて販売するよう  
に私どもは指導をしております。これまでの経過をJA全農やまなしに問い合わせました

ところ、山梨県内では、これまで違反事例は1件もないということでございます。

先日、栃木の上都賀農協でございますが、イチゴの残留農薬問題が出て、大変私どももショックを受けたわけで、また多くの消費者から量販店に問い合わせもあったようでございます。県内の場合はJA主導で生産農家にかなりポジティブリストが浸透しているのではないかと私どもは確信している次第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。(拍手)

【中村】 どうもありがとうございました。

最後になりますけれども、農産物の生産の立場から細川義雄様に日ごろの取り組み状況であるとか、あるいはご疑問、農薬に関してご意見をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【細川】 ご紹介をいただきました。農協中央会で農業振興を担当しております細川でございます。よろしく願いいたします。

今、私どもは現在栽培されている米、野菜、果実、皆さんも既にご承知と思っておりますけれども、本来、植物の持つ独自の特性を排除しまして、人間に都合よく改良してきたものであることは、もう既にご承知と思っております。本来低温地帯であったり、少雨の地帯でつくられているものを、今、私どもがつくるところに都合よく改良してきたものでございます。これら山梨でもそうでございますけれども、日本のような、ある意味では高温であり、ある意味では非常に多雨なところで栽培するということは、病害虫というものの対応というのは何らかの形でほかのものに頼らなければならない。ある意味ではそれが農薬であろうと思うわけでございます。

また一方で、圃場というのは作物をつくるところでございますので肥料もございまして、管理が十分になっている。ということは、雑草も非常に住みやすいところであるということでございます。雑草の防除というのは非常に農家にとっても苦勞の多いものでございまして、そういうことの中から除草剤の使用も現状の中では、ある意味で非常に必要な状況になっているとご理解を願いたいと思っております。

一方、農家はどんな立場で農薬というものを使うのだろうかということをご理解願いたいんですけれども、農家にとって、農薬を使うということは、生産費がアップするわけでございます。生産費低減をしなければ自分の利益は少ないわけでございますけれども、当然、生産費がアップするということは、本来的には使わないほうがいいということでございます。また、害虫が発生したり病気が発生した後に、それを防除するためにまくという

ことも、予防でまくよりもっと多くの農薬を必要としますし、また今度、労働としまして、非常に厳しい労働環境の中で農薬をまかななければならないということで、労力的にも非常に大きな負担になってくるわけでございます。

しかしながら、皆さん、市場の社長さんもおいでになりますけれども、農産物というのは、自分で値を決めて買ってくださいと言ってもなかなか買ってもらえません。市場の価格で決まります。ですから、先ほど来申し上げていますが、生産費をアップしましても、売れるという保証は全然ございませんし、かかった費用をカバーできるかどうかはわからないわけでございます。何よりも大きな問題は、害虫や病気に侵されたものを消費者の皆さんがお買い求めになりますかということが、一番大きな問題ではないかと思っております。

しかしこれは、農協や農家は、農薬の使用に対してどんなことに注意してやっているんだろうということだと思います。先ほど来、ポジティブリストとかトレーサビリティという話が出ておりますけれども、病虫害に対しましては、私どもは、まず、防除歴に基づいた予防散布を奨励しております。それはもう、当然、適期に基づいてということでございます。

これは果樹についてでございますけれども、山梨県はこういう防除歴をつくっております。特に、この山梨県の防除歴につきましては、ほかの県とちょっと違っていて、農協だけではございまして、生産者、一般の農薬の販売店、当然、県の専門技術員等が入った中でこういうものをつくりまして、これに基づいて、各農家の皆さん、散布してくださいという指導をしております。これは果樹中心でございますけれども、野菜とか米についてもそのようなものをつくった中で予防を徹底していきたいと思っております。

それから、トレーサビリティといいますが、散布したものは生産履歴を記帳してくださいという形で、履歴の追跡ができるような形をしております。これは出荷時に、物と同時に農協に履歴を出していただきます。そうしますと、農協の出荷検査員、ご承知かどうかですけれども、農協に青果物を出された場合、ただずるずる出すわけではございません。農協には、青果物の検査員がおりまして、米も当然検査員がおりますけれども、それらはずべてチェックをして市場流通するという形になっておりますので、その出された履歴をもとに、未登録農薬とか濃度が違反であるかどうかというものを調べた中で、問題がなければ市場に出すということを農協はしております。

一方、農協としまして、ただ目で見ただけではどうにもならないことがござ

いますので、出荷の前に抜き打ちの検査をします。これは公的な検査所で残留農薬の検査をいたします。18年度、山梨県の農協は自主検査を約300体行いまして、費用は約1,000万円かかっています。そういうものの中で、基準以上の残留が検出されれば出荷停止とします。また、再度出荷する場合は、再検査をした中で問題なければ出すということでございます。これは先ほど市場の社長から出ましたけれども、あまりいい例ではございませんが、先般栃木県のイチゴで出た場合も再検査をして、問題ないということで出したということでございます。そのようなことは、山梨県の場合は昨年のうちから全農協に徹底した中で、既に決まっていることでございます。先ほどの話もありましたが、幸いにも、今年度、山梨県で出荷停止になったものは1点もございません。指導の徹底しているところをどうかご理解をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、消費者の皆さん、今日おいでになろうと思います。ぜひともこれはわかっていたきたいんですけれども、先ほど農家の方は、自分のつくっているものは農薬をまかないやつを食べているんだらうという話が出ましたけれども、農家といえども、農産物をみんなつくっているわけではございません。特に山梨県では、モモやブドウの地区へ行ってごらんになったらおわかりかと思えますけれども、水田なんか1枚もないような状況でございます。そういうことは、農家といえども消費者なのでございます。自分のつくっているものだけうまくつくったって、自分が買うものは農薬がまかれていたら、それはいいかどうかなんていうことは、消費者である農民でもばかじゃありませんので、そういうことはよくわかると思えます。どうか農家も消費者であるということを、ぜひともご理解願いたいと思うわけでございます。

それから、これは1つお願いもございまして、山梨県の農家の栽培面積というのは、全国で後ろから3番でございまして、大阪、東京に次いで少ない。五反百姓という言葉がありますけれども、これは統計的にも間違いのない、五反の百姓でございます。そのために、地域の中に非農家との混住が大きな問題になっています。当然、農家のまく農薬も一般家庭に入ることも大きな問題かもしれません。しかしながら、では、家庭の人たちが何の気なしに花へまいたり街路樹へまいたり、また、道路の関係の人たちが街路樹へ農薬をまいたものがドリフトした場合、農産物に飛散します。じゃあ、その責任はだれがとるのかということになります。生産物を出荷する農家は、そういうものの濃度、残留農薬が検出されても、その責任は農家がとらなきゃならないという状況でございます。

どうか私どもの 今、農協の中でも、先ほど来申し上げているように、生産費の問題

もでございますので、農薬をどんどんまけなんていう指導をしている人は、どこにもござい  
ません。法律を守った中で、農薬の防除を徹底した中でポジティブリスト、それから、ト  
レーサビリティを十分に守った中で生産をしていることを、ぜひご理解をお願いしたいと  
思います。

以上でございます。

【中村】 どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、3人の皆様からそれぞれご意見をいただきまして、今のお話をもとに、まず  
はこのパネリストの中で意見交換をしたいと思います。幾つか視点があったかと思うので  
すけれども、最後に細川様からお話がありまして、農家といえども消費者の視点がありと  
いうことがございましたし、そして、生産者としても必要に迫られて農薬を使っている  
ところがあると。そしてまた、消費者の皆様にとりまして、虫とか病気とかで傷んだもの  
を受け入れていただけるかどうかというご発言もあったと思うんですが、その点につきま  
して、田草川さん、いかがでございますか。何かコメントをいただければと思いますが、  
よろしゅうございましょうか。

【田草川】 私たちも、農家と非農家が一緒に住んでいる地域にたくさんいると思うん  
です。もちろん最近ではどうかわかりませんが、これまでのところでは、農家の方  
が朝早くとか、それぞれの時間帯を見計らって農薬を散布するわけです。そうすると、も  
う外に出てお洗濯も干せないとか、そういうこともたびたび私たちは経験しているわけ  
です。逆に今だったら、あまり知識のない消費者、非農家の人が、家庭菜園とか植木なん  
かに農薬を散布することによって、それぞれ農家のほんとうの生産物に使ってはいけない  
ものがかかってしまうことがあるかもしれないというお話でしたけれども、そういう点につ  
いては、お互いにどういうことなのかがほんとうによくわからなければいけないと思うん  
です。消費者だけがそういうことを気にしなきゃいけないということよりも、多くの関係  
者がみんなでわかり合うようなことをしていかないと、こういう問題は解決できないんじ  
ゃないかと思うんです。

1つ私なんかは思うんですけれども、例えば、国が新しい農業政策の中で、できるだけ  
有機栽培とかいうものを進めましょうという政策を一方で立てているんですが、一方では、  
今の農薬は絶対安全ですと言われると、じゃあなぜそんな有機栽培を進めなきゃいけない  
のかという疑問も出てくるわけです。そういう意味でも、それはそれで違った方向性の意  
味があるのかもしれませんが、やはりお互いにどういうことなのかがわからないと、

そういうことは一概にどっちが悪いみたいなことにはならないんじゃないかなと思います。

そういう意味で、最近、農家の方がいろいろ農薬の記帳をされていたり、出荷前の抜き打ち検査などをされていることに対しては、非常に大変だろうなと私たちも思います。そういう意味で、消費者としてもそういう理解をしていかなければいけないと思うんですけども、とにかく理解をするためには、いろいろな知識とかを共有化していくことが、まず必要なんじゃないかなと思います。

【中村】 どうもありがとうございました。

今のお話について、細川さん、何かコメントはございましょうか。

【細川】 一番私、今、田草川さんから言われましたけれども、皆さん方のPRが足りないんじゃないかと。また私もまさに、ある意味では痛感をしているところでございます。どうしても農協の組織は、農家の中でいろいろ自分たちの主張をしますけれども、やっぱり消費者に向かっていろいろ言う立場を利用して、こういう機会もございしますが、国、県にお願いした中でそういうことをしていきたいと思っています。

またこの後、20日ですか、食育の話もありますし、12月にはここで教育委員会の食育の話等もございましたけれども、そういうものを利用して、私どもはますます農薬が安全だからいいんだということではございませんけれども、より安心できるものを安全の中でつくってお届けする農業を、これからますます一生懸命勉強しなきゃなりませんし、また農家のほうに啓蒙していくのが私たちの仕事だと思っております。

【中村】 どうもありがとうございました。

もう1つ、ポジティブリストの話が出てきたと思います。これは昨年始まったところでございますけれども、それにつきましても、先ほど細川様から取り組みについてご紹介いただいたわけでございます。その中でドリフトの問題とか、また、そのほか解決しなきゃいけないものがあると思います。それについて、行政側としてもいろいろなPRをし、対処してきたと思いますので、それについて、行政からお話しいただければと思います。

それでは、突然で恐縮でございますけれども、消費・安全局の渡辺様から、講習会とか、いろいろなところでポジティブリストの説明もされたと思いますし、また具体的なご指導もされていると思いますので、その辺のところ、今の細川様のお話の延長上でお話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

【渡辺】 ポジティブリストが施行されるに伴いまして、農林水産省では、都道府県の方々の協力を得まして、ポジティブリスト制度そのものの説明会とか、一律基準が設定さ

れますので、基準値がない場合、一律基準が適用されるということで、ドリフトが大きな問題となりますので、ドリフトが起きないように使用方法なりマニュアルを作成して、今まで周知を図ったところです。

幸い、ポジティブリスト施行後については、ドリフトによって一律基準を超えて問題となったということはまだ起きておりませんので、これらの成果に伴って、皆さん農家の方々が、特にドリフトに注意されたのではないかと考えております。

【中村】 どうもありがとうございました。

それでは、齊藤様、お願いします。

【齊藤】 ポジティブリスト制度についてということなので、若干前半の情報提供の場で食品安全委員会というのは、ADIの設定をする機関ですというお話がたくさん出てきましたので、ポジティブリスト制度における食品安全委員会の役割をここでご説明したいと思います。

ポジティブリスト制度については、食品衛生法が改正されまして、3年間の猶予期間を経て施行されたわけですけれども、この3年間の猶予期間の中では、すべての農薬等につきまして、リスク評価をすることが困難であるということと、早急に規定しなければならないということで、厚生労働省で暫定基準が設定されて、現在に至っております。そこで、この暫定基準につきまして、今後5年間で随時見直しをしていくことになっております。5年間で758の農薬等についてあらためてリスク評価をすることになっておりますので、食品安全委員会では体制等を整えて実施しているところです。

基本的な評価につきましては、厚生労働省で策定しました評価依頼計画を検討して実施することになっておりますが、基本的には対象物質を優先的に評価する物質と、それ以外の物質に分けて評価することとしております。優先的に評価する物質というものはどういうものかといいますと、国際機関でADIの設定ができないと評価されていたものと、我が国の食生活を通じて1日当たりの摂取量が比較的多いと推定されるもの、それから発がん性等の重要な毒性知見が得られたものが、優先的に評価する物質になっております。

具体的に、農薬につきましては農薬専門調査会で評価いたしますが、農薬だけでも516あります。これを評価しなければなりませんので、専門委員の先生の数を15名から38名に増員して、評価をしております。そして、先ほど申し上げました優先物質というものにつきましては、総合評価部会を設けまして、こちらで評価をしております。それから、優先物質以外の物質につきましては、確認評価部会を設けて評価を実施しています。また、

評価の一貫性、あるいは公平性を確保しなければなりませんので、各部会の上に幹事会を設けています。

それから、動物用医薬品につきましては、動物用医薬品専門調査会に、同じように確認評価部会を設けまして、評価をしております。

それから、飼料添加物につきましては、肥料・飼料等専門調査会に飼料評価部会を設置して評価を実施しているところでございます。

それから、先ほどお話に出てきました、0.01ppm、いわゆる一律基準、それから、65の対象外の物質につきましても、農薬専門調査会と動物用医薬品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会の合同のワーキンググループを設けまして、その場で評価することにしております。

18年度の評価物質でございますけれども、優先物質が5物質、優先物質以外の物質が187物質であり、現在取り組んでいる状況でございます。

以上です。

【中村】 どうもありがとうございました。

それでは今1つ、田草川様のご発言の中に、ポジティブリストを導入されたことに一定の評価をいただいた中で、輸入食品についての懸念、違反のものが少し出てきているというお話がございましたが、その点につきまして、吉田様のほうで、輸入食品の水際における検査とかモニタリングとかがあると思いますが、ポジティブリストを絡ませて、今の状況がもしわかりましたらご発言いただければと思います。よろしゅうございましょうか。

【吉田】 昨年5月29日からポジティブリスト制度に移行いたしました。輸入食品に関しましては、今、一ヶ月あたりの平均違反件数については、平成17年度と比較して約7倍程度に増えています。日本の場合はいろいろな国から輸入しておりますので、品目ごとに違反は見出せるんですけれども、国別に見ますと、その中で中国は検出率が高いですが、中国の農作物が特に高いというよりは、そもそも輸入している量自体も中国からが多いこともありますので、実際、入ってくるものの量に対する検出率でいくと、各国、さほどどこかの国だけが偏ってということはありません。

具体的な品目等に関しては、厚生労働省のホームページで違反の検出例は公開しておりますのでご参照ください。

【中村】 どうもありがとうございました。

そういう実態であるということでございますが、今のご説明で、田草川さん、何かコメ

ントはございますか。特によろしゅうございましょうか。

【田草川】　　ともかく輸入農産物や輸入食品が多いので、私たちはどういうふうに検証しているんだろうか、特にそのポジティブリスト制について、今もおっしゃったように、違反件数が何倍にもなっているということは、私たちも聞いたんですけれども、相手国にどういうふうに行っているのかとか、日本で、水際で、どうやったらチェックできるのかとか、そういうことを、ぜひ情報を提供していただきたいと思います。

【中村】　　どうもありがとうございました。

それでは、パネリストの中で、何かご質問はございましょうか。今、特にございませんでしょうか。

それでは1点、たしか細川様のほうでお話があったと思うんですが、生産履歴記帳運動というのを努めていらっしゃるという話がございましたので、それについて、これは本当にポジティブリスト制度を成り立たせる重要なことだと思うのですけれども、具体的にどのような形のものか、少し補足していただけないでしょうか。

【細川】　　これもちょっと1つの例でございますけれども、これは水稲農薬の防除日誌と書いてございますが、こういうものに何月何日、どんな農薬をまいたということを、こういう表に書いていただく。これは水稲でございますし、ある一農協のやり方でございますので、この紙が半分であったり、この4分の1であったり、いろいろな形はございますけれども、そういうものを各農協で、自分たちの特に出荷しているものすべてについて書いていただいているということでございます。

ですから、農協によってはこちらに本来防除歴で示されたものがずっと網羅されまして、それに使ったものを丸をつけていくというやり方をしているところもございます。さまざまやり方でございますけれども、こういうものを出荷と同時に出していただく。先ほど申し上げましたけれども、検査員がそれを確認する、問題なければ出すという制度をやっているのが、今の山梨の現状でございます。

【中村】　　どうもありがとうございます。

それで、その話というわけではございませんが、遠藤様のほうで、たしかご紹介の中でも、会社として農家の方々にそういう履歴を記録する話とか、あるいはまた、農薬散布のときの注意とか、いろいろなことをなさっているということがありましたので、それも補足的にご説明いただけませんかでしょうか。

【遠藤】　　私どもは、ポジティブリスト制度が出る前から、一応対応しておりましたわ

けですが、これまでも生産者にお願いして、量販店で求める場合には、いつでも契約農家から出してもらっておりますし、農協からも出してもらっております。

今までも、栽培履歴書をぜひお願いしとっておりますので、それに対して提出を拒まれたことは全然ございません。

【中村】 どうもありがとうございます。

どうぞ。

【細川】 誤解があっては困りますので、ちょっと申し添えます。ポジティブリストが出たから、急にこういうものをつくったり、先ほどお見せしましたけれども、この防除歴をつくったわけではございませんで、この防除歴は、もう40年以上前から、私どもの全農やまなし、前は経済連でございますけれども、行政と一緒にやってつくっているものでございます。

それから、こういう防除日誌につきましても、急にこの間からやっているということではございません。未徹底のところがございますから、ここで徹底をしたということでございますので、急に始めたのではないことだけはご了解をお願いしたいと思います。

【中村】 どうもありがとうございました。

それから、今1つ、田草川さんのご発言の中で、消費者の皆様、生産者の皆様、いろいろ意見交換の場というか、正しい情報を得る、そしてお互いに意見交換していくという話、そういうものの重要性について述べられたことがあったと思うのですが、まさに本日のようなリスクコミュニケーションの場というのがそういうことだろうと思います。

それにつきまして、リスコミのこういうやり方、今後のあり方につきまして、齊藤様から現状を少しご発言いただけますでしょうか。今回もこの一環でございますので。

【齊藤】 食品安全委員会の中には、リスクコミュニケーション専門調査会というものがございます。その中で、リスクコミュニケーションの取り組みについて検討しております。今般、食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けてというものを取りまとめておりますが、その中で、今後の改善策として3点ばかり提言しております。

1点が、関係者間の情報基盤の共有をしっかりとっていくべきであろうということが挙げられています。

具体的にどういうことをするのかですが、1つ目は、内容とか対象を絞った意見交換会をやっていくべきではないかということと。もう1点は、そういった意見交換会や学習会等で使うコミュニケーションツールの開発も必要ではないかということです。それから、

今回、今日は中村利男様がコーディネーターをしておりますけれども、コーディネーターも含めまして、リスクコミュニケーターの養成もしていく必要があるんじゃないかということが、この中に挙げられております。

もう1点の提言ですけれども、意見、情報の双方向性の確保が非常に重要であろうと言われております。そのやり方としましては、意見、情報の募集、それから、検討結果の周知と反映というものが非常に重要だろうと考えております。それからもう1点が、メディアカバー調査をしていくべきだろうということでございます。マスメディアの報道ぶりは非常に影響があるということなので、マスメディアがどのように報道したかという調査が、必要に重要になってくるだろうと言われております。それからもう1点が、こういうパネルディスカッションの活用をして、より意見交換を深めていくべきであるということでございます。

3つ目でございますけれども、意見、情報の交換の効率を向上していくべきであるということがございます。その1点としましては、情報を発信する側のメディアトレーニングの実施を積極的に進めていくべきであると言われております。それから2点目は、フォーカスグループインタビューと言われる、的を絞ったグループインタビューをして、そのインタビューの結果に基づいて、インターネット等の調査をするという手法を取り入れるべきだろうと言われております。もう1つが、こういったリスクコミュニケーションの評価手法をきちんと開発していくべきだろうということも、提言としてまとめて公表しております。

こんなことも含めまして、今後とも食品安全委員会のほうでも、リスクコミュニケーション専門調査会のほうで具体的な取り組みについて、検討を進めていっている段階でございます。

以上です。

【中村】 どうもありがとうございました。

また、消費者の皆様と生産者の皆様、いろいろな意見交換の場というのは、行政サドとしても、国レベルでも、いろいろな形でこれから機会を設けていく形になるうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、活発にご議論いただいておりますが、このあたりで会場の皆さんとパネリストの皆様との意見交換をさせていただければと思います。ご発言される方は挙手をお願いしたいのですが、そうすると係の者がマイクをお持ちしますので、よろしく願いいたします。それからまた、ご発言の前にお名前と、差し支えなければご所属を申し出ている

だきたいと思います。なお、できるだけたくさんの方にご質問いただくということで、質問時間は2分以内でお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、そちらの方、どうぞ。お名前と、できましたらご所属もお願いいたします。どうぞ。

【発言者1】 山梨大学の学生です。

今、研究でポジティブリスト制度について研究を行っているところなんですけれども、ドリフトの問題について、厚生労働省と農林水産省の方にお尋ねしたいと思います。ドリフトの問題について、同じ問題なのにもかかわらず、厚生労働省と農林水産省では、大きく扱い方が違うんです。厚生労働省のほうでドリフトについてどのように考えられているかということは、今日の厚生労働省から配付されている資料にも数行書いてありますけれども、二、三行でしかないんですね。ところが、農林水産省では、ドリフト防止をこういうふうにしましょうとか、JAでは、ドリフト防止はこれだけ大変ですよ、こういうことを農業者さんやってください、とものすごくドリフトに対して取り組んでいるんです。

同じ問題なのにもかかわらず、なぜこんなにも対応の差があるのかという点なんですけれども、考えられることは、使用者に対することなので、これは農薬取締法によって管理されるはずなんですけれども、実質的には農業者の方は、厚生労働省の食品衛生法に基づく散布を行っていると考えていいと思います。だったら、食品衛生法でも使用者の散布の実態を考慮する必要はあったんじゃないだろうかということは今考えているのですけれども、こうした連携の弱さが見えているんじゃないかということで、厚生労働省、農林水産省にお尋ねしたいと思います。

【中村】 どうもありがとうございました。

もう一方、いかがでございましょうか。関連でも結構でございますし、違うご質問でも結構ですが、いかがでございますか。よろしゅうございますか。どうぞ。マイクをお持ちします。

【発言者2】 コープやまなしの者です。

JAの細川さんにお尋ねしたいと思うのですが、今日の感想として、私は消費者の立場でもあるのですけれども、非常に専門的、科学的な根拠みたいなお話を農薬についてお伺いして、大変理解できる部分もあるのですが、やはり安心というところで80%以上の方が、農薬に不安があるということが実際出ている中で、これまでの歴史の中でも、意外に消費者の科学的根拠ではないかもしれないのですけれども、そういったものが、真実があ

るようなところもあったと思うのです。

コープやまなしのほうでも、日本の農業を守ろうということで、私たちの次の世代に日本の農業を残さなければいけないという思いが、組合員さんなど、若いお母さんたちが多いですので、そういう思いの中で、生産者と消費者ということで、現地のほうで公開確認会を行いまして、農薬とか農法とか、いろいろ論議して確認してきているのですけれども、そのような視点で、生産者と消費者がともに農業を残そうという思いで、農薬の問題等も考えていかないと、大きな意味の日本の農業を残すことはできないと思うのですね。ですので、ぜひ生産者の一番身近にある細川さんから、JAのほうで行っている、また、これから行うような消費者と生産者の交流等を含めて、何かありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【中村】 どうもありがとうございました。

それでは、最初のご質問をいただきましたポジティブリストにつきまして、ドリフトの対応につきまして、厚生労働省、農林水産省の対応に差があるんじゃないかということでございましたので、それについてコメントいただければと思います。

それでは、吉田様のほうからお願いできますか。

【吉田】 まず、参考配布した「食品に残留する農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）について」のパンフレットですけれども、ドリフトの部分が少ない、数行じゃないかという話なんですけど、こちらの資料に関して、あまり細かく書くことがかえって情報を提供するという観点からよろしくないこともあるので、その部分も確かに少ないかもしれませんが、全体としてあっさりポイントだけ押さえてあるところをまずご理解いただきたいということが、正直なところ1つあります。

その上で、逆にお聞きしたいというか、実態を考慮することは必要かもしれませんが、実態を考慮して、その上で国としては厚生労働省のほうは食品衛生法によって、国民の健康増進を図るというのを第一義に対応しておりますので、厚生労働省としてドリフトの実態を考慮してどうするのかと聞かれた場合に、健康増進ということに関して少し手綱を緩めることを期待されての発言なのかどうかということがあります。それは、お聞きしたいというよりか、その部分に関しては、そうでなくて、厚生労働省は国民の健康増進という観点で頑張っていますと。

しかしながら、片やドリフトの問題というのは、この制度の検討を進めるに当たってありました。その点は、平成13年のころから、もう検討に入っているのですけれども、片

や先ほどお話がありましたように、食品安全委員会というのもできまして、そして、その中でリスクの評価をしていただける部門と、もう1つはリスクをきちっと管理しようというところで、その基準、国民の健康増進という観点から、厚生労働省の食品衛生法。もう1つは、ドリフトに関する部分は、農薬取締法等の関係で、農林水産省がきちっと検討することが当初から話がありました。このため、ドリフトを考慮するという点に関しては、厚生労働省にもっと考慮をと言われるよりは、適正使用のところに関しては農林水産省が担当するという点で、それぞれの対応するところであり、農林水産省であれば農薬取締法に基づき、きちっとしたドリフト対策等も打てるということがあったので、それぞれの役割に応じて対応していたというところですよ。

そのあたりについて、農林水産省のほうで、ドリフト対策に関する説明会とか、そういうところの取り組みというのを少し紹介してもらうことは可能でしょうか。

【中村】 それでは、鈴木様、よろしいですか。

【鈴木】 今までの出た意見と重なりにもなるんですけども、厚生労働省は食品衛生法で市場に流通する食品の基準値を決めて、それを下回るものしか流通させないというふうになっていまして、農林水産省では、残留基準を超えないような使い方を決めるということで、それぞれ各省で所管する法律に基づいて対応をとっているわけです。お話があったように、ドリフトについても、出回る食品について一律基準なりを超えないような使い方、つまり、ドリフトがないような、万が一起きないような使い方であれば、結果として使われた農作物が流通できなくなってしまうので、そういうことを含めて、説明会などを開いて、今回の資料にもありますけれども、ドリフトに注意してくださいということと呼びかけていたわけです。

【中村】 いかがでございますか。質問された方、何か。では、ちょっとマイクを回します。

【発言者1】 厚生労働省の食品衛生法のほうの、国民の安全を支持する役割というのは、その考え方としては、当然農林水産省の登録保留基準なんかでも同様だと思うのです。それで今、僕が不思議だなと思っているのが、結局、一律基準違反とかの問題を議論するときに、安全かどうかという議論じゃなくて、登録があるかないかというほうで議論しているわけですよ。そこが何かおかしい気がするものが1つです。

それから、本来、作物の生産から流通は連続したものはずなのですけれども、先ほどおっしゃられましたように、今というのは使用者までは農薬取締法で、流通に乗ったら食

品衛生法で、分断されているわけですね。本来、一本で通じていなくてはいけないはずだと僕は思うんですけども、結局、それがいわゆる縦割り行政の弊害ではないですけども、それに通じるものがあるのではないかと考えましたが、いかがでしょうか。

【中村】 今のことにつきまして、吉田様、何かコメントはございますか。それぞれ役割分担的なものはあるかと思うんですけども、法律の体系としましては、ポジティブリストにつきまして、厚生労働省が中心になるという形でございますね。それも含めてでございますけれども。

【吉田】 国民の健康を守るために、あるいは国民に、もちろん栄養価の高い、そして農薬等に関してもきちんとコントロールしたものを提供していきたいという、国民のためというものは、どの省庁も、原則として同じだと思うんです。ただし、法律にはそれぞれ、条文の最初のところで目的を記しております、極力、法律というのはそれぞれ人の行動とか、そういったものをある程度制限を加えていく部分もありますので、そういう意味でいくと、あまり重畳になってしまってもよくない部分もあります。このため、それぞれの法律の目的とするところに従って、それぞれ担当している各省が、任された部分に関して対応を行っていくことが筋だと思いますが、縦割り行政というよりか、例えば、まさに、食の安全についていいますと、食品安全委員会は、食品健康影響評価を行います。厚生労働省のほうでは、それぞれの食品に基準値を設定します。その基準値が十分担保できるように、農薬取締法のほうで使用基準をつくります。そして、さらに環境にも配慮するということで、本日はこちらに参加されてはいないんですけども、環境省のほうでも、環境への影響を考慮して、登録はちょっと認められないというものについては、登録保留基準というのがあるんですけども、そちらのほうで対応を行っております。

このような対応をしておりますが、確かに、ポジティブリスト制度に関する関係府省の連携は、おっしゃるとおり重要であると認識しており、このため、農薬、動物用医薬品の担当者が、それぞれ月1回程度、集まって、それぞれの業務の進捗であるとか、そういったことに関して意見を交換することにしており、連携を密にして、この制度の円滑な実施に向けて対応しているところです。

【中村】 どうもありがとうございます。

【渡辺】 農林水産省も、昔は農薬取締法を管轄する農薬対策室というところが、農林水産省の生産部局の中にあっただけですね。今回のお話にあったように、BSE問題とかにせ表示の問題とかで、農林水産省においても、農産物の生産から消費まで全部一括する部

局ということで、私が所属しております消費・安全局が設けられました。農薬対策室も、その中の農産安全管理課の中で農産物を担当している課の中の一部局として、組織としてありますので、法律上の登録制度は、農薬の登録から農家が使用するところまでなんですけれども、農産安全管理課は消費安全の立場から、全体として農薬というのは眺めておりますので、農林水産省としても、そういうふうに現在取り組んでいるところでございます。

【中村】　そういうことでございまして、縦割りと言ってしまえばそれまででございますけれども、いろいろな省庁は分担と連携をもって、このポジティブリストを進めていく形であるということで、ご理解いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

それでは、今1人の、細川様、消費者、生産者のこれからの連携についての行動について、ご紹介していただければと思います。

【細川】　私のほうの話で、何回か言ったと思うんですけども、私どもは、いろいろ過酷な条件の中で、まず安全な作物をつくるということを手がけているわけでございます。それにはいろいろの基準をクリアしなければならない面もいっぱいあると思いますけれども、そういうものをクリアした中で市場に出すことを、今、農家も私どもも一生懸命努力しているところでございます。

問題は、安心ということでございます。よく安全・安心といいますが、安全は基準がございまして、わかると思います。しかし、ここに今、200何人の方がおいでだということは先ほど紹介がありましたけれども、安心というのは、200何人の全部、おそらく同じ基準ではないと思うんですね。ですから、安心ということに対して、いろいろ話をするのは非常に難しいと思います。私どもは、いずれにしても安全な農作物をつくる努力をしていきたいと思っています。

それから、先ほど申し上げましたけれども、そういうことをいろいろなところでPRすることが、私ども農業団体が今までちょっと不得手ではなかったかと思います。先ほど、コープやまなしの方の質問でございましたけれども、コープやまなしが3月2日に生産者と消費者の交流集会をやるということでございますので、私もその席へ出席させていただきたいということを既に連絡してございます。

また、先般、教育委員会で食育の関係で話をした折にも、その後、もう少し詳しく話をということで、私どもをお訪ねいただきましたので、お話をしてございます。しかしながら、どうしてもPRが不足していることは否めませんので、いろいろな面で話をしていく。

それからもう1つ、私ども農業者、農業団体というものが、従来、商工業の関係の方と

交流がございませんでしたので、今年になってからでしたか、商工会議所で、今の農業の食糧自給率の問題等につきましても、今、農業の置かれている状況についても話をさせていただきました。いずれにしましても、私ども、農協中央会として、もっともっと消費者の皆さんにご理解をいただくべく、PRを十分にしていきたいと思っておりますので、今後とも耳を傾けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【中村】 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、本当にご当地山梨は、一大果樹産地でございます。今日、会場にも生産者の皆様もいらっしゃるのではないかと思いますので、生産者の皆様の中で、本日の農薬についてのリスクミで質問、あるいはご意見、何かご発言されたい方がいらっしゃいましたら、いかがでございましょうか。

どうぞ、マイクを回します。お名前と、できましたらご所属をお願いいたします。

【発言者3】 JAフルーツ山梨の組合員です。

先ほど消費者の田草川さん、それからこちらの方、農薬についての質問というか具申がありましたけれども、私は今、桃をつくっているわけですが、最近、農薬がきかないという、結局、残留農薬等の関係でもって、散布してもすぐ分解してしまうということかな、昔、サリチオンという農薬がありまして、それはもう製造禁止ということで、今は1害虫に1農薬、1病気に対して1農薬ということで、農薬の散布回数が非常に増えました。ということで、今年、2種混合、あるいは3種混合が新たに認められまして、散布回数を減らす。結局、生産費を安くするのですけれども、薬をどんどんまくということは、非常に薬代は高いわけですから、生産者もできるだけ薬の数を少なくしたいということで、努力しています。先ほど中央会からありましたように、安心・安全ということで一生懸命つくっているわけです。

そして、ポジティブリストの関係で、一昨年から記帳するようになりました。一昨年は、非常に記帳が難しいということで、昨年からは先ほどから言いましたように、丸を入れて記帳するようになったということと、それから、栽培履歴をすべて書いていかないと、共選所で受け付けてくれません。それは厳しくやっていますから、ぜひ消費者の皆さんも、農産物については、安心・安全にどんどん買っていただきたいと思います。

ただ、先ほども言っていますように、確かにPRが足りないと言えば足りないかもしれませんが、私ども、一生懸命つくっておりますから、安心して買っていただきたいと思います。

以上です。

【中村】 どうも貴重なご意見、ありがとうございました。

そのほか何かございましょうか。

どうぞ。マイク回します。お名前と、もし差し支えなければご所属をお願いいたします。

【発言者4】 フルーツ山梨農協で、指導を担当している者です。

一つ、農薬をまくときに、登録がある、ない、ないものについては、一律0.01ppmの基準にされていると先ほどの話の中にもありましたが、プールに1滴から数滴農薬を落とした濃度でも、それは出荷できません、回収ですよというのは今、法律で定められています。例えば、ブドウに登録がある農薬があるんですが、桃にはない。同じ口に入るもので、0.01ppmも採用されるという部分があると、非常に農薬も制限されてしまう。今、生産者の方からもありましたが、農薬を使わせる側の立場に立って、すごく幅が狭まってしまふことがございますので、なるべく一律基準という部分を見直して欲しい。

非常に山梨県の栽培というのは複合です。同じものが一つという部分ではありませんので、下手をすると桃の畑の中にスモモがあるという状況もございまして、ぜひ一律基準という部分の緩和はしてもらって、もちろん安全・安心ということでは、登録をとっている農薬を使うわけですが、そういった部分をもう少し規制緩和できないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

【中村】 どうもありがとうございました。

関連、あるいは何かご質問はございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ポジティブリストにおけます一律基準のこの変更点というか、緩和の可能性があるかということでございまして、吉田様、よろしゅうございまして。考え方から話していただければと思います。

【吉田】 まず、一律基準に関しましては、先ほど食品安全委員会の齊藤さんからも説明があったんですけども、まず、食品安全委員会ができたタイミングと、あと、暫定基準、残留農薬のポジティブリスト制度ができたときがほぼ同じだったということもありまして、その施行までに3年間でという話が一つありましたので、その中で一律基準に関しましても、許容される摂取量や暴露量について、国際的な評価機関のデータや、我が国で既に評価されている農薬等のデータや、摂取量を踏まえて検討を行い、0.01ppmと設定しました。しかし、この一律基準は、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けていないことから、今後、データを取りそろえた上で、食品安全委員会に改めて評価をしてもらうこと

ととしております。

ただ、1点、あくまでも評価というのは、現行の科学的な水準の最高水準の上での評価になりますので、根拠があって、それで国民の皆様きちんと説明がつく形で見直しはさせていただきますけれども、規制緩和という言葉にはちょっとなじまないかなと思います。今後、一律基準に関しても食品安全委員会のほうに評価をお願いすることとしていますが、評価というのはあくまでも最高の科学水準で行っていただくと。その結果をまた踏まえて、厚生労働省も対応していきたいと考えています。

【中村】 今のご説明でいかがでございますか。

補足的には、もうよろしゅうございますか。

だんだん終了時間が近づいてまいりましたが、もうお一方ぐらいできるかなと思います。いかがでございますでしょうか。

どうぞ、前の方。マイクを回します。お名前と、できましたらご所属をよろしく願いいたします。

【発言者5】 全農やまなしの者です。

今のフルーツ山梨と同じ質問になるかと思えますけれども、1つは、今年度の違反については、飛散の問題というのはなかったわけなのですけれども、今までの事例については、農薬取締法の違反もありまして、それは実際に間違った使い方をしたということであれば問題なんですけれども、山梨で一番心配しているところは、ドリフトの問題です。特にほかの県に比べて耕作面積が少ないことと、作付の品種、作物が非常に多いということとがありまして、そこが一番の問題になっている。

ドリフトということで見ますと、使用している農家については、何の違反もしていませんから、農薬取締法上は問題ないということなんです。その中で、例えば今回のポジティブリストの残留基準、一律基準の違反が出たとしたら、これは生産者なりJAなりで、その分については負担をしなければならない。これは今回の栃木のイチゴの問題を見ると、1億数千万という被害が出た。これはすべて生産者が負担しているということなんです。今回の場合は、農薬の使用基準のほうに誤りがあった可能性があるということで、それはいたし方ないところなんですけれども、ドリフトについていえば、使っている農家のほうには何の問題もないということで、その中で万が一そういう事故が起きた場合については、今度は同じような負担を農家に強いなくてはならない。

今までの事例の新聞報道を見ても、一律基準なり、それ以外の事例もそうですけれども、

今回のイチゴの基準についても約10倍の残留値が出たわけなのですが、新聞報道を見ますと、例えば何グラム毎日食べても健康には害がないというところで、今までの事例について、すべて新聞報道がされていると思います。これは、無登録農薬のときのマスコミの過度の報道があったということで、今回は、そういうところは自粛したということで、風評被害とすればなくて済んだというところはあるのですけれども、それにしても、一律基準の中で、しかもドリフトでそういう事例が起きた場合に、これは同じように、農家に負担を強いらなくてはならない。

しかも、例えば0.01ppmが、0.02ppmが出たとしても、当然、健康には害がない数字ということで、当然、新聞報道にもそういう形で出てくると思います。ただ、それであっても、生産する農家に対しては非常に大きな負担を強いらなくてはならない。その辺のところは今一番の問題ではないかと思います。残留基準の安全評価をしていただけるということなのですけれども、一律基準のところについては登録がないものについては、残留基準の見直しは多分してこないというところだと思います。

では、農薬の登録を取ればいいのかということなのですが、現状の農薬の登録の中では、薬効の項目がありますので、例えば、桃に登録を取りたいのだけれども、桃には対象病害がないとか、そういうものについては登録が取れないわけですね。その辺のところを考慮していただかないと、現状では非常にいい薬でも、例えば、一律基準が制定されているものについては、使えないような状況になっています。その辺のところを検討していただきたい。

【中村】 ご意見として伺いましょうか、それとも、何かコメントされますか。

【吉田】 一律基準については、先ほどと同じ回答になると思います。それから、今、効能という部分、適用拡大の部分という話については、むしろ厚生労働省よりかは農林水産省の、あるいは、パネリストのどなたかでも、何かこれまでの質問、もう既に制度は始まっていますので、そういうところで、その質問に対する答えであるとかで、何か話があればと思いますが。

【中村】 すみません、ちょっとお時間をとります。

議事がまずくて申し訳ありません。なかなかここで結論を出せるようなお話ではないかと思しますので、貴重なご意見として伺わせていただくということでよろしく願いいたします。

それでは、そろそろ時間が迫ってまいりましたので、誠に申しわけありません。議論は

尽きませんけれども、ここでパネルディスカッションを締めさせていただきたいと思いません。議事進行、不慣れでございまして、申し訳ございませんでした。

ただ、きょうのパネルディスカッションを通じまして、農薬につきまして理解を深めていただき、そしてまた、ポジティブリスト制度について、課題もございしますが、これからもこれをしっかり守って進めていただき、そしてまた、こういうリスクコミュニケーションもこれから継続させていただくということをもとめさせていただきまして、これでパネルディスカッションを締めさせていただきたいと思いません。

それでは、司会のほうに議事を戻したいと思いません。どうもありがとうございました。

会場の皆様、そしてパネリストの皆様、ありがとうございました。

【司会】 パネリストの皆様、会場の皆様、お疲れさまでございました。実り多い意見交換会になったことを、御礼申し上げます。

以上をもちまして、食品に関するリスクコミュニケーション（農薬に関する意見交換会）を終了させていただきます。長時間にわたりまして、また、貴重なご意見を承りまして、まことにありがとうございました。

なお、お帰りの際にはアンケートを回収いたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、外は雨のようでございます。足元にお気をつけてお帰りいただきたいと思いません。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

【齊藤】 食品安全委員会からお願いがありますので、お聞きください。資料の中に食品安全モニターの募集というものが入っていたかと思いません。募集期間が今週の16日までなんですけれども、全国で235名の食品安全モニターを募集しております。仕事といたしましては、消費者の方々から日常生活を通じて、食品の安全性などについてのご意見をいただくことになっております。山梨県では定数が2名となっておりますが、現在、まだ1名も募集はございませんので、ぜひ裏側の募集概要をごらんいただいて、ご興味のある方は応募していただければと思いません。よろしくをお願いいたします。

すみません、お帰りのときに。ありがとうございました。

【司会】 どうもありがとうございました。

了